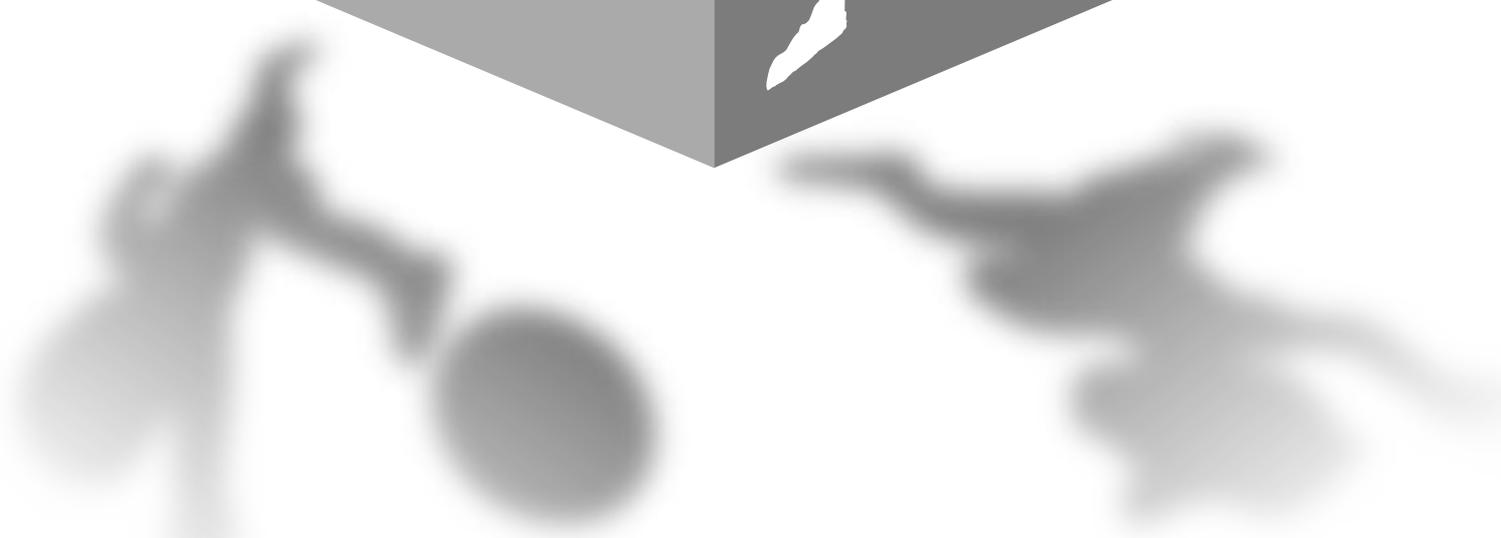
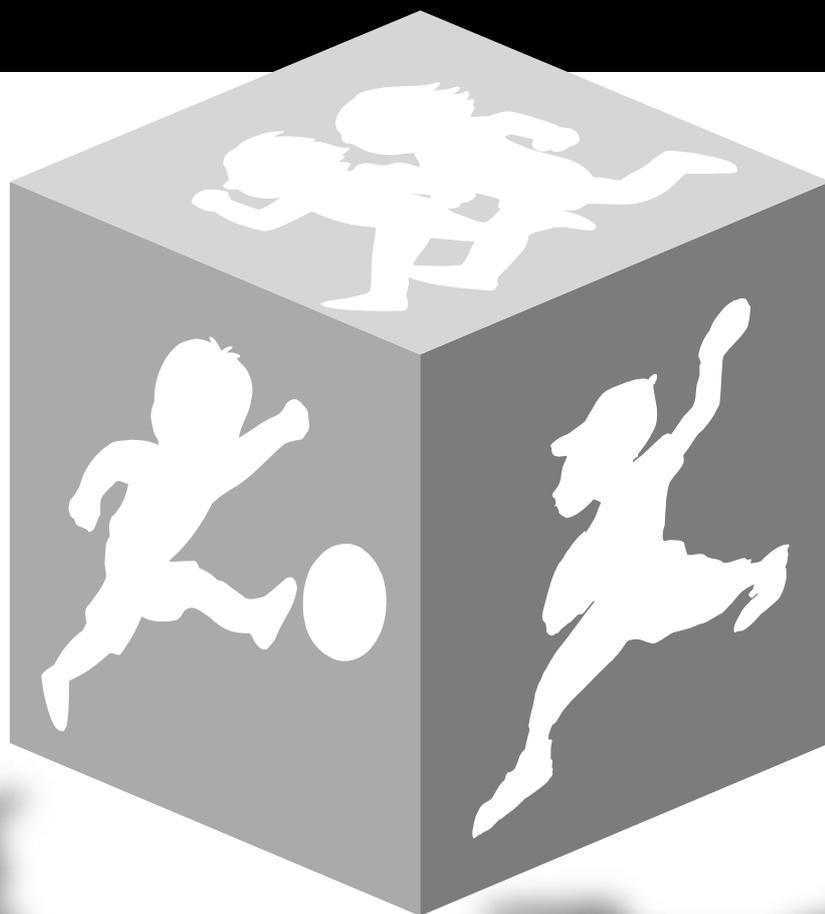


2 0 0 9

ジュニアスポーツの育成と 安全・安心フォーラム

講演録



2009年「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」日程

期日／平成21年2月1日(日)

会場／浦和ロイヤルパインズホテル(埼玉県)

ロイヤルクラウンホール

司会進行◎入澤 充 (国立大学法人 群馬大学大学院教授)

- 10:45 [開会式]
主催者挨拶 佐藤 玉和 (日本スポーツ少年団 本部長職務代行副本部長)
来賓挨拶 藤沼 貞夫 (埼玉県スポーツ少年団本部長)
開催主旨説明 竹之下義弘 (日本スポーツ法学会副会長)
- 11:00 [特別講演]
テーマ 「ジュニア期のスポーツ指導における障害予防」
演 者 鳥居 俊 (早稲田大学スポーツ科学学術院准教授)
- 12:30 休憩(昼食)
ジュニアスポーツ法律アドバイザー研究会「ロイヤルプリンセス」
- 13:30 [フォーラム]
テーマ 「少年スポーツ指導のあり方と法的限界」
座 長 酒井 俊皓 (弁護士)
パネリスト 明石 要一 (国立大学法人 千葉大学教育学部教授)
田名部和裕 (財団法人 日本高等学校野球連盟参事)
八木 由里 (弁護士)
- 15:30 質疑応答
- 15:45 [閉会式]
閉会挨拶 鈴木 祐一 (財団法人 スポーツ安全協会副会長)

「2009年 ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」は、
スポーツ振興基金の助成事業です。

スポーツ振興基金は、政府からの出資金とスポーツ振興基金支援企業グループからの寄付金を原資とする
運用益により、広くスポーツの普及・振興を図る事業に助成を行なっています。

主催者挨拶

日本スポーツ少年団 本部長職務代行副本部長 佐藤 玉和氏



本日は、2009年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムを開催するに当たり、何かとご多忙の中、このように大勢の皆様方にご参加いただき、主催者の一員として心より御礼を申し上げます。

本フォーラムは、財団法人スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会のご協力を得て、平成13年度より継続して開催をしております。

そして、回を重ねる毎に議論が深まり、多くの成果を得てまいりましたことは、関係各位の熱心なご支援、ご協力の賜物であり心より御礼を申し上げます。

さて、近年、子どもたちが暮らす社会は大きく変貌してまいりました。子どもたちが凶悪な犯罪や大事故に巻き込まれるニュースは日々報道されているところであり、子どもたちの安全・安心な活動環境の確保、ならびにスポーツ医・科学やスポーツ法学を中心とした様々な見地から、指導者が安全かつ安心して子どもたちの指導に取り組むことができる態勢づくりを取り進

めることもスポーツ少年団にとりましては、誠に大きなテーマであると考えております。

そこで今回は特別講演といたしまして、「ジュニア期のスポーツ指導における障害予防」と題して早稲田大学の鳥居先生に特別講演をいただき、お昼休みの時間の中では今回全国からお集りの弁護士の皆様による「ジュニアスポーツ法律アドバイザー研究会」が開催されることとなっております。午後には「少年スポーツ指導のあり方と法的限界」をテーマといたしまして弁護士酒井俊皓先生を座長に、パネリストとして千葉大学の明石先生、日本高等学校野球連盟から田名部先生、弁護士の八木先生によるフォーラムを予定させていただいております。

本日、ご参加の皆様方にはどうぞこのフォーラムの主旨を十分にご理解いただき実りの多い一日となりますように、そして、ジュニアスポーツの育成のためにこれまで以上のご協力をお願い申し上げます。最後にになりましたが、共催団体としてご尽力をいただきました財団法人スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会をはじめご支援、ご協力をいただいております関係各位に厚く御礼を申し上げます。開催にあたってのご挨拶といたします。

来賓挨拶

埼玉県スポーツ少年団本部長 藤沼 貞夫氏



今日は、2009年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムということでさいたま市に、県外から大勢の方にお集まりいただき誠にありがとうございます。

見渡しますと、日頃見かける埼玉県のスポーツ少年団の指導者がたいへん少なく、今日は多くの県外の方が来ているのかなとそんな感じがしております。実は、埼玉県は先週も約300人の指導者を含めて、栃木県の

鬼怒川温泉で臨地研修で一泊二日の実習を行い、また来週もでございます。それから指導者の育成に力を入れておりまして、資質の向上を図ろうということで認定員の講習会を県

下各地でやっている真っ盛りでございます。そんな関係で多くの指導者の方々が「たいへん素晴らしい内容なので、今日行って聞いてみたい」と希望されておりましたが、やはり当初の予定があるため残念だということも多く聞いております。そんなことで埼玉県開催としては、ちょっと地元指導者が少なかつたかなと反省しているところでございます。

今申し上げたように、埼玉県ではスポーツ少年団の指導者の資質向上、特に安全・安心

面につきましても、重点項目の一つとして取り組んでいるところでございます。と申しますのは、皆様方もご存知ではないかと思いますが、一昨年埼玉県のスポーツ少年団では遠征帰りに高速道路で選手が一人落ちて死亡事故という、たいへん痛ましい事故がありました。そんなことも受けまして、以前から十分に取り組んでいたのですが、今まで以上に指導者の方に安全・安心については徹底していこうということで、いろんな機会を通して我々も訴えているところでございます。そういう点からすれば、今日は本当に素晴らしい内容の講習会なのかなとそんな感じがしているわけでございます。

なかなか県単位では、こういうものは実施できないことですし、埼玉県に日本スポーツ少年団のほうから来ていただいたということ喜んでいただけるわけでございます。是非とも皆さん方も今日一日を実りある講習会にしたい。ただ、これからスポーツ少年団の指導にあたる際には、笑顔で、自信を持って、明るく指導できるような指導者になっていただければと思います。最後にありますが、本フォーラムを開催するにあたり埼玉県を選んでいただいたということで、改めて日本スポーツ少年団に深く敬意と感謝を申し上げます。開催地としてのご挨拶とさせていただきます。本日は、たいへんありがとうございます。

開催主旨説明

日本スポーツ法学会副会長 竹之下 義弘氏



ジュニアスポーツの育成と安全・安心
フォーラムというのは、子どもたちに安全で
安心できるスポーツ環境を整えるためにス
ポーツ活動に伴う事故の予防策とか事故後の
対応策などについて、主としてジュニアスポ
ーツの指導者の方々を対象に2001年から毎
年行われてきました。このフォーラムも回を
重ねるごとに少しずつ専門化してまいりまし
て、今回は、子どもたちに健全で適正なス
ポーツ環境を提供す

るために、ジュニア
スポーツにおける指
導のあり方と法的
限界について検討す
ることとしており
ます。

ジュニアスポーツ
における指導の主な
目的は、スポーツに
おける基本的な動作などの技術的な指導と
ルールを教えることであって、子どもたちが
初めて本格的にスポーツに取り組むという意
味で、ジュニアスポーツにおいて指導者が果
たしている役割は非常に大きなものです。と
ころで指導者は、子どもたちが年齢によつて
肉体的な発達の程度に差があることを考慮
し、医学的にみて無理のある練習方法は避け

なければなりません。また子どもたちの個性
の違いによつて身体的側面にも心理的側面にも
違いがあるわけですから、そういうものも
留意しなければなりません。思うように指導
の成果が出ないことから子どもたちについて体
罰を加えたり、あるいは信頼関係を築こうと
する意欲が行き過ぎていわゆるセクハラ問題
を起こすことがあります。本日の特別講演及
びフォーラムでは、これらの問題に焦点を当
てて指導の限界を検討をしようとするもの
です。

日本スポーツ法学会は、ジュニアスポーツ
にかかわる指導者や関係者に対して、事故に
おける裁判例の研究などを通じて専門家のい
わば「臨床の知恵」を提供すべく、このフォー
ラムを日本体育協会日本スポーツ少年団、ス
ポーツ安全協会と共催してきました。ま
た、スポーツ法学会の会員を中心とするボラ
ンティア弁護士による「ジュニアスポーツ法律
アドバイザーシステム」の構築に向け、鋭意協
議しているところです。将来はスポーツドク
ター制度、これはかなり整備されたものでご
ざいますが、これに比肩できるように努力し
ているところです。その意味でいろいろとご
協力いただきたい点がこれからも出てくる
と思いますが、その点よろしくお願いしたいと
思います。

■特別講演

ジュニア期のスポーツ指導に おける障害予防

早稲田大学スポーツ科学学術院准教授 鳥居俊氏



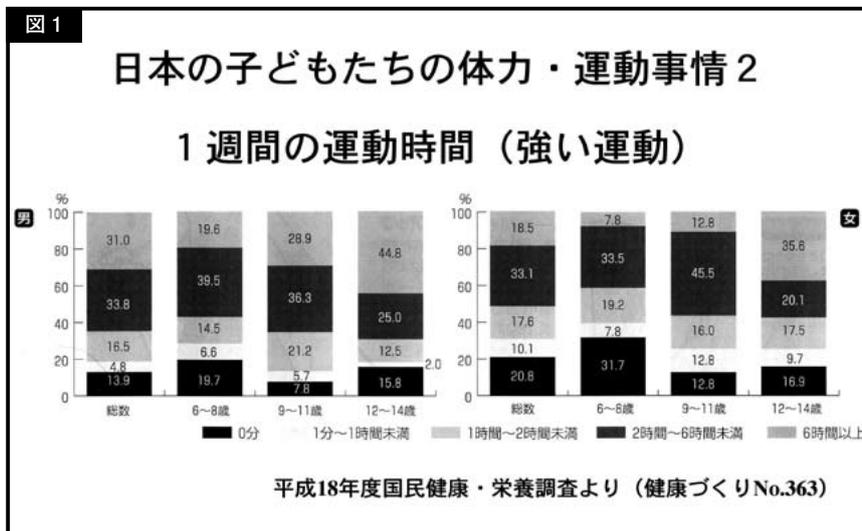
本日はこのような席でお話しさせていただき光栄に思っております。私自身は、法律に詳しいわけでもありませんし、ジュニアのスポーツ選手を直接指導していませんが、スポーツドクターとしてジュニアのスポーツ選手たちのケガを見るという立場で、これまでいろいろとジュニアスポーツとかかわってきました。

ジュニア期という時期は、将来を決めていく非常に重要な時期ですが、それに対して、

スポーツドクター側も、あるいは指導者側もジュニア期の特徴を必ずしも十分意識しているわけではなく、またジュニア期のことだのことを特にスポーツとの関連で研究する人というのはまだまだあまり多くないのが現状です。そのような中でどのようにして障害予防を考えていったら良いかについて今日はお話しいたします。

子どもたちの現状

最初に皆様ご存知の日本の子どもたちの体力・運動事情です。毎年秋に体力テストの結果が文部科学省から発表されます。これまでの調査の方法で本当に実態が捉えられていたのか、二極化の状況が必ずしも捉えられていないのではないかとという意見もあるようです。ただ、子どもたちの運動の時間は、かなり少ないほうに偏っているということが、いくつかの報告から出ています。



これは平成18年度の国民健康・栄養調査に示された1週間の運動時間です(図1)。これによると、1週間で6時間以上という枠が一番活発に運動している群となっているのですが、6時間という数字は少ない数字であり、二極化した最も活動的な子どもたちはその倍以上かもしれません。ただ全体として、子どもたちの運動の時間はかなり少ない方に偏っていることは他の報告からもわかります。

体力の事情に対して、子どもたちの体格の事情について紹介します。学校保健の中の身体測定が日本は非常に綿密にされている国ですから、昔からのデータの蓄積があり、子どもたちの体格の推移も報告書を見れば明らかで、確かに体格は非常に良くなってきました。ただ最近、身長も体重も頭打ちになってきています。

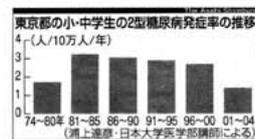
今度はからだ健康上の問題点です。従来は大人の病気だった疾患、現在は生活習慣病と呼ばれる糖尿病、高コレステロール血症などが子どもでも増えてきています。これは非常に問題のある事態です。大人のメタボだけではなく、子どもたちに対してもメタボリックシンドロームの診断基準すら作らなくてはいけないような時代になっています。

ただ各地域での取り組みというものが

図2

日本の子どもたちの体格・疾病事情3

糖尿病の子 都内で減る



メタボ意識、運動増えた?

東京都の小・中学生の2型糖尿病発症率の推移は、80年代に増加し、その後、横ばい傾向にあった。ところが、この10年間で、メタボ意識が広がり、運動量が増え、食生活も改善された。この結果、糖尿病の発症率が減少している。これは、メタボ意識の広がり、運動量の増加、食生活の改善によるものと見られる。また、メタボリックシンドロームの診断基準が厳格化されたことも、発症率の減少の一因と考えられる。

日大、データ分析

信州大学保健学科の本郷実教授(循環器内科学)、日高宏哉准教授(検査技術科学専攻)らは2005年4月に「青少年のメタボリックシンドロームを考える」研究会を結成し、多職種から成るチームで生活習慣病の調査・研究を実施している。同調査から、一般中学生の6.3%が高尿酸血症であることが明らかとなった。

中学生の6.3%が高尿酸血症

山間部、市街地に在籍する1~3年の生徒600人(男子333人、女子267人)を対象として、生徒および保護者の同意書を得た後、各種検査と生活習慣アンケートを行った。

昨年、厚生労働省が発表した小児メタボリックシンドロームの診断基準に合致したのは、男子0.9%、女子1.5%、全体では1.2%であった。

個々の検査項目で基準範囲から逸脱した生徒の頻度が最も高かったのは、脂質異常症の13.6%、次いで肥

他の生活習慣病合併率も高い

長野県内の3つの中学校(農村部、

あつて、地域によっては肥満や糖尿病の子が減ったとの報告もあります。一方で、スポーツ選手で意外に多い高尿酸血症が子どもにも予想以上に発生していたという記事もあり、油断できない事実です。(図2)

さらに子どものケガの問題です。学校の管理下で発生しているケガの統計は、日本スポーツ振興センターで何十年ものデータが蓄積されています。そのデータを分析すると、ケガ全体の発生率、あるいは骨折の発生率は、明らかに右上がりで、各年代で20年前と比べてだいたい2倍以上に増えています。

つまり、体格向上に対して、体力あるいはケガという面から見ると、望ましくない状態になっていると皆様もお考えになると思います。

そんな中で体育中のケガが特に増えているのかを調べると、全体の変化とほぼ同じで特に体育の時にケガが増えているわけはありません。

一方、臨床現場（ある東京都内の病院の統計）からの報告によれば、子どもの骨折の中でスポーツの占める割合が、年齢が高くなればなるほど上がっています。そういう意味では、ジュニアの中でも年代によって割合が違ってくるのだということも考えておく必要があります。

海外の事情

日本での体力の低下についてお話ししましたが、これは先進国がある程度、共通に持っている問題であることも知られています。各先進国では肥満の問題や体力の問題を共通の問題として対策を講じていると思います。

肥満の海外での事情に関しては日本より重大な問題ではないかと思えます。アメリカのBMIの数値を見ると、日本では考えられないような数値が出てくるので、おそらくより重大な状況でしょう。ただその原因となる男の子たちの遊びの問題などは共通の問題だと思えます。

それに対して、肥満防止に対する研究も一所懸命に行われていて、専門書、あるいは



図3

小児肥満防止の専門書

研究書がたくさん出され、その点では日本よりも進んでいると思えます(図3)。ですから、子どもの体力低下や肥満の問題は、ある程度先進国に共通して存在する問題であり、何とかそれを変えていかななくてはいけないということ、オバマ大統領の言葉を借りてみました(図4)。変えていくキッカケは「スポーツ・身体活動」であろうというのが我々共通の考え方だろうと思えます。

前置きが長くなりましたが、最初に子どもにとってスポーツや身体活動が必要な理由を整理してみます。その中で、大人と異なる子どもからの問題に関して2番目にお話しさせていただきます。心理的なこ

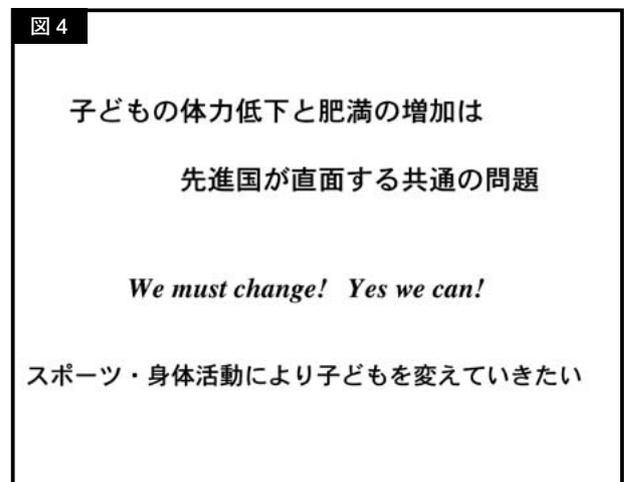


図4

子どもの体力低下と肥満の増加は
先進国が直面する共通の問題

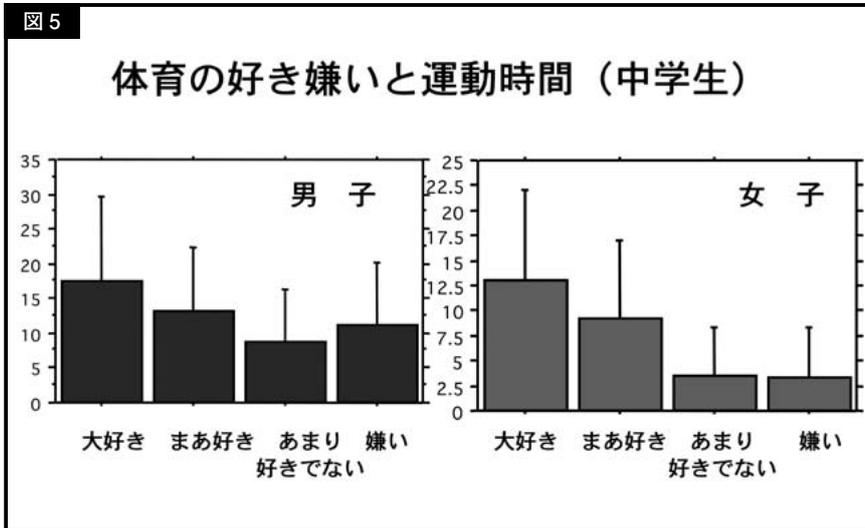
We must change! Yes we can!

スポーツ・身体活動により子どもを変えていきたい

とについては、私は専門でないので今日はほとんど触れることができません。3番目に代表的な子どもへのスポーツ障害をいくつか選んでお伝えしたいと思います。最後に、スポーツ障害を防止するための考え方について私の視点を含めてお話しさせていただきます。

子どもにスポーツや身体活動が必要な理由

子どもに身体活動が必要な理由というのは、実際に近隣の中学校での私たちの調査を見てもうなずけるような結果が出ているので、それを紹介します。



これは中学生の体育や運動好きの子と一週間の運動時間の関係を見たものです（図5）。体育好きの子では明らかに運動時間が長く、嫌いな子は短くなっています。やはり体育好きにするということが非常に重要なことで指導者あるいは体育の教員の役割は、非常に重要になります。ここで一週間の運動時間が15時間となっており、先ほどの

国民健康・栄養調査の6時間以上で区切つてしまうのは二極化した上のほうの人たちを拾いにくくしています。

体育嫌いな子は運動する時間が少ない。ではその時間に何をしているかと言いますと、男の子ではテレビやゲームの時間がやはり長くなっています。特に時間の標準偏差が非常に大きいのが気になるところです。

体育を好きな子は朝食をとる割合が非常に高いので、朝食摂取状況と運動時間との関係という別の角度から見ました。統計的に強い差ではないですが、毎日朝食をとる子は運動時間が長い傾向があります。こういったことを考えると、運動をきちんとする習慣は生活習慣全体をきちんとすることに繋がるであろうと解釈することもできます。

欧米では骨を強くするためのカルシウム摂取状況、あるいは骨を弱くする危険のある炭酸飲料の摂取状況の報告が見られるわけですが、日本ではあまりデータは出ていません。日本とアメリカでは炭酸飲料を飲む量にかなり違いがあるため、日本では際立った差は出ないのだろうと思うのですが、テレビやゲーム時間の長い子は炭酸飲料を飲む量が多いようだという傾向が出ています。運動時間が長い子はあまり炭酸飲料は飲まないという結果も出ています。

このようなさまざまな事象が加わった結果、子どもたちの生活の質QOLに差が出てくると思われれます。QOLは大人、中高年齢者あるいは特に高年齢の方々に調べられている一つの指標ですが、子どもたちについても健康関連QOLを調べる質問紙があります。きちんと運動をしていることも自分の生活に対する評価が高く、生活をポジティブに捉えているだろうという仮説で調べてみると、やはり運動時間の長い子の方が自分の生活をより良く捉えているという結果が出ました。運動はこのようにQOLにも貢献しているようですから、運動することの意義は自明であろうと考えています。

結果を少し大雑把にまとめますと、体育や運動の好きな子は実際に運動をたくさんしている。運動を活発に行う子どもたちは、体脂肪率が低く、健全なからだをしている可能性が高い。そして、運動をたくさん行うためテレビやゲームに向かう時間が少ない。またテレビやゲームに向かう時間が少ない子は、余分な食べ物や飲み物をあまりとらない。逆に、テレビやゲームに向かう時間が長い子は、炭酸飲料を多くとる傾向もある。運動をたくさん行う子はQOLが高い。ということ、総合的に見た時に心身の健康に対して運動が貢献しているとい

うことが言えそうです。

大人と異なる子どものからだ

そうすると、いかに安全に運動をするかが重要になってきます。特に大人と違い、子どもたちのからだは発育途上です。また、大人のようなからだやケガに関する知識を子ども自身が十分に持っているわけではな

いので、やはり子どものスポーツに関わる人間がそれに関して十分に知っておかなければならないということになります。

まず子どもの定義はなかなか難しいのですが、医療では15歳、中学校3年生までは小児科の範疇になるといことです。逆に、高校生になると小児科で診てもらえないという事情もあるわけです。

骨格的に子どもは成長途上であり、成長する部分があるから成長するわけです。成長がおこる原因は「成長軟骨」が存在しているからです。レントゲン像を見ていただきます。

左側は膝を正面から見たところ、右側は膝を横から見たところ（図6）。このように長い骨の両端（膝ですから大腿骨の下半分とすねの骨・脛骨の上端が見えている）に

図6

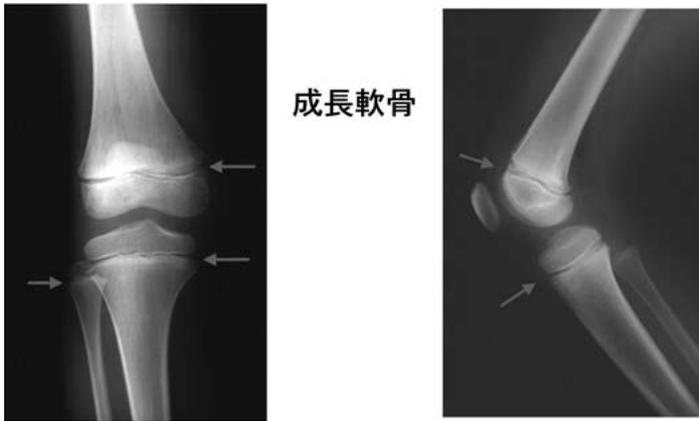
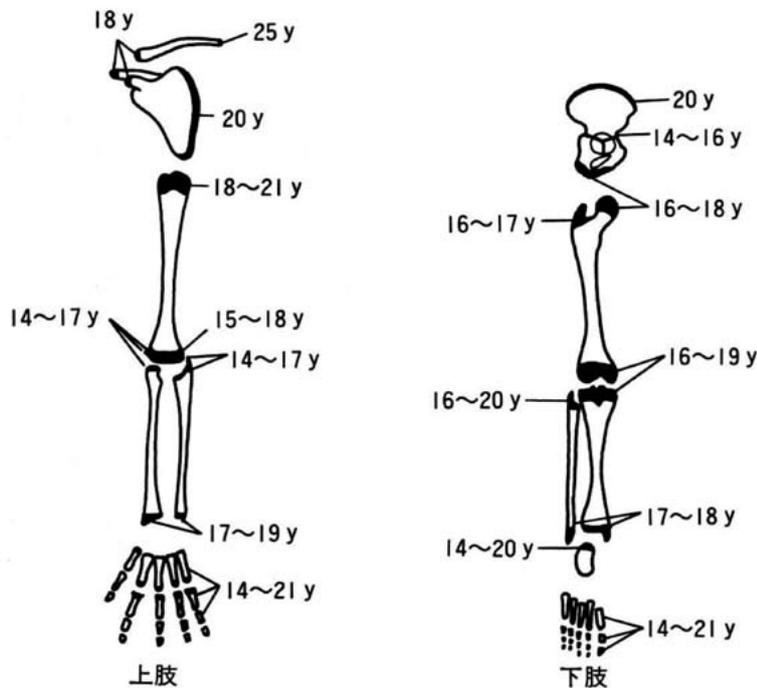
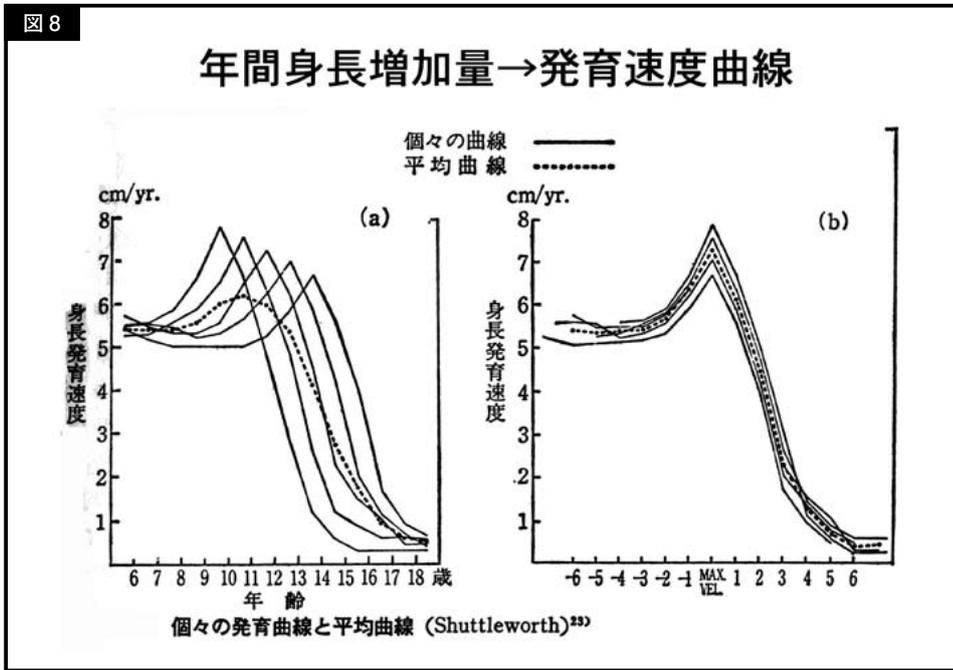


図7

成長軟骨の閉鎖時期



隙間が見えます。この隙間はレントゲン透過性が高いために隙間に見えます。同じように関節の隙間には、「関節軟骨」というものがあり、やはりレントゲン透過性が高いために透けて見えます。つまり、レントゲン透過性の高いものがここに存在していて、この存在がなくなる頃にはからだは大きくなり、骨が伸びないということが分かっていきます。この部分が、成長軟骨という特殊な軟骨なのです。



この部分で軟骨がどんどん変化して骨を作り、その結果、骨の長さが伸びるといふ現象が起こっているわけです。ですからこの隙間が存在する間は、ある意味では子どもの骨格であると言えるわけです。

実際に成長軟骨が無くなって骨が伸びな

くなる時期はいつかということも、古くから調べられています。このように小児科の対象となる15歳ですべて成長軟骨がなくなるわけではありません(図7)。一般的に、未梢のほうが早く成長が完結して、中枢側、特に骨盤とか肩甲骨、あるいは鎖骨は、大

学生になってもまだ成長軟骨が残っているのです。大学生になっても肩幅が広がったり、骨盤が大きくなったりするうちに、中枢部分というのは大人と言われる世代になってもまだ成長しているわけです。ですから、大人の部分と子どもの部分が共存するような年代もあるということになります。

いろいろな部分の骨の成長が積み重なったのが身長や身長の伸びとなるわけです。これは发育速度曲線ですが、1年間に身長が伸びる量を年齢ごとにプロットすると、このような形で10歳前後からカーブが高まって、あるところでピークになり、その後減っていくって、あるところではほぼゼロになる(図8)。成長期の終了というのは、一応、年間身長増加量が1cm未満に

なるところで成長期の終了と言っておきます。逆に成長期の始まりというのは、このカーブの立ち上がりのところなんです。

全国の学校保健統計調査報告書に載っている数字は、发育の早い子から遅い子までのカーブが重なった平均値になるので、報告書の各年代の身長の平均をプロットするとならかなカーブになってしまいます。実際、同じようなパターンで成長は進むわけですが、その時期には個人差があります。また、ピークの高さは最終身長の高い子であれば高くなるし、低い子であれば低くなります。

これは古い資料ですが、各年代で一番身長のばらつきが大きい時期がちょうど身長伸びが一番大きい時期、男の子では中学生1年生の12、13歳に相当します(図9)。この年代が一番成長するし、一番ばらつきが大きい。女の子の場合には個人差の大きい時期も男の子より前にきます。

からだの部位による成長速度の違い

からだの各部分の比率が、同じように成長するわけではないという話をします。新生児から成人までの間で、からだ全体を同じ大きさになるように並べてみると、頭の占める割合がどんどん小さくなっていきま

図 9

発育期は個人差も大きい

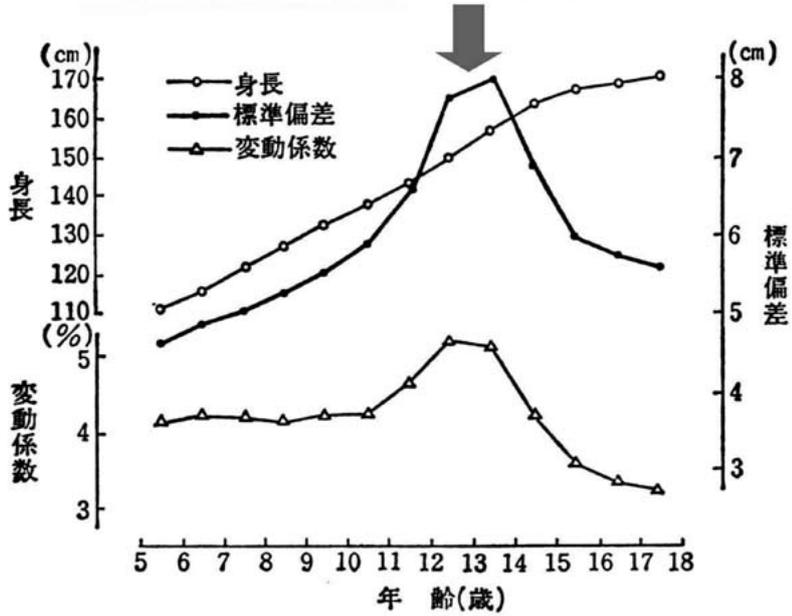


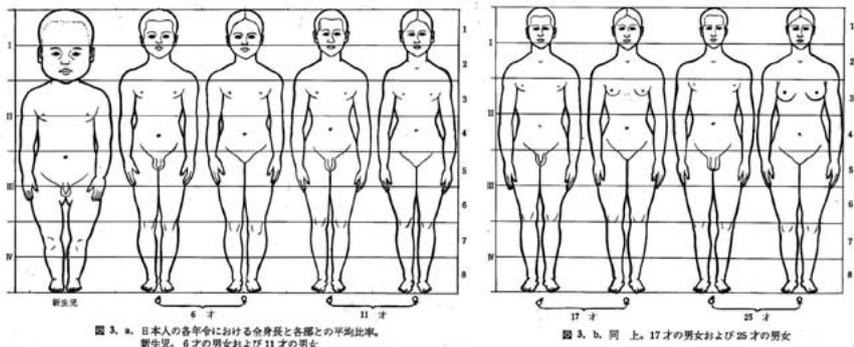
図 4-1 身長の平均値、標準偏差、変動係数の変化(男子)
(昭和58年度学校保健統計調査報告書¹⁰⁾より著者作図)

す(図10)。4頭身状態だったのが8頭身状態になっていく。言い換えると、部位部位によって成長の仕方、成長の速度が均等でないことがお分かりになるかと思えます。保健体育の本に載っている有名なスキヤモンの成長曲線によると、神経組織、特に脳のような組織は非常に早い時期に成長が

進みます。ですから、頭は早く大きくなります。それに対して、体格のような一般的な成長を示すものは、生まれて間もない時に成長のスピードが大きい時期があります。その後なだらかな成長になって、いわゆる成長発育期にぐっと上がり、成長が完了します。それに対してスピードの遅いもの

図 10

発育に伴う人体各部の比率の変化



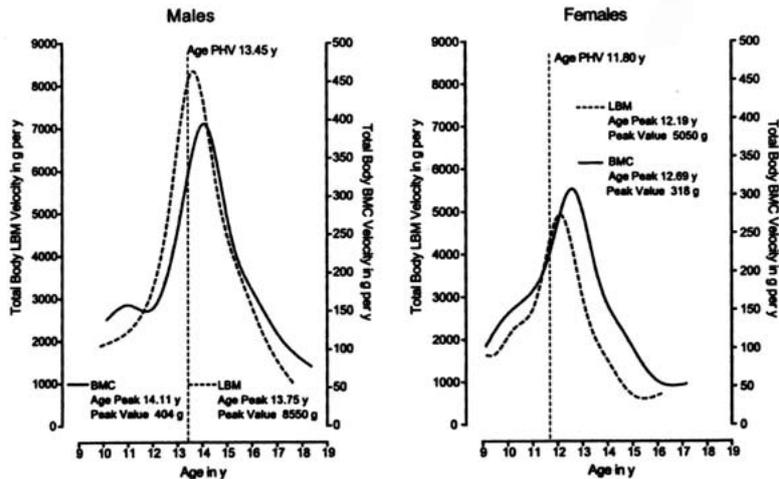
4頭身から8頭身へ 部位により成長は均等でない

話しましたが、身体各部の大きさについて成長完了時を100%として表示した図をお見せします。より数字が大きいのが手、以下、前腕、上腕となり、末梢部位が上のほうにある、即ち成長が進んでいることになりす。男の子でも女の子でも同じです。下肢では足、膝下の部分、膝上の部分の順

は、成長期まではほとんど陰を潜めていて、成長期頃から急激に増えます。生殖器がこれにあたります。実は、運動器の骨、筋肉の成長は生殖器系との関係、特に性ホルモンとの関係も重要です。この時期には運動器の性差というものも現れてきます。末梢で成長が先行するという話は、成長軟骨の閉じる時期の図(図7)でもお

図 11

PHV年齢とPBV, PLV年齢との関係



身長増加ピークは除脂肪量や骨量の増加のピークより早い

になります。足は这其中では一番成長が先行しています。そのため、足の大きい子は大きくなると昔の人は言っていたのでしょうか。さらにもう少し細かい話になります。運動器である骨と筋肉の量がどんな時期に一番大きく変化するかという話です。残念ながら日本人を対象にしたデータがない

め、カナダ人の子どもを対象にしたデータを紹介します(図11)。男の子と女の子に分けてありますが、傾向は同じですので、男の子(左側)で説明します。身長が一番大きく増加する年齢、最大身長増加の年齢が縦の線で示してあります。この時期に対して、骨の量、いわゆる骨量が増える時期と筋肉が増える時期がどのような時間関係にあるのかが、示されています。

序関係は同じですが、腕のピークの時期より脚のピークの時期のほうが少し早い。つまり、骨格にしろ筋肉の量にしろ脚の成長のほうが腕の成長よりも早いという結果です。おそらく生物学的に決まっていることだろうと思います。

身長が一番伸びる時期の後に筋肉の量が一番増える時期、あるいは、骨量が一番増える時期がきます。だいたい半年から9カ月ぐら

まともですと、成長や発育というのは、全身の中で均等ではありません。かつ、個人差が非常に大きい。その個人差が一番大きくなるのが中学校の前半の時期、特に13歳頃になります。均等でない内容に関しては、部位によって差がある。末梢が先行する。あるいは、腕よりも足のほうが早い。あるいは、組織によっても違いがある。骨の長さが骨の量や筋肉の量よりも先行する。だいたい半年から9カ月、長く見ても1年

のズレが平均的にあります。身長がぐーっと伸びている時期には、筋肉や骨量はピークに到達していないので、骨量や骨を守る筋肉の量は十分に備わっていないと言えるのです。もちろん身長が一番伸びる時期には個人差があり、個人によって右のほうにずれていたり、左のほうにずれていたりします。ただこの順序は、ほぼ同じだろうと考えています。女の子でもピークの高さが異なるだけで、順序関係は同じです。

同じようなことが、腕や脚についてもデータが出されており、順

子どものスポーツ障害の代表例

こうした背景で、子どものスポーツによつ

て起こる代表的な障害を少し紹介して、そのケガが一体どういう状態なのかについて説明します。

●肩のケガ

最初に、肩のケガです。ケガの専門的な

病名は非常にややこしいのですが、スポーツ医学の世界では種目の名前をつけて、それで代表させることがしばしばあります。野球肩、野球肘、あるいはランナー膝のように種目あるいは種目の選手の名称がついた病名が使われます。野球肩とい

う病名は、野球をする人たちに発生する肩の障害ということになるので、年代により実は様々なケガが含まれることになりました。その中で特にジュニア期のケガに little leaguer's shoulder という表現があり、成長期特有のケガと考えることができま

でも投げようとすれば投げられました。あの日の試合中に非常に強い痛みが出て、もう投げられないということで病院にきました。通常はレントゲンを撮って調べますが、子どもの場合には痛い側と痛くない側と両方撮る必要があります。つまり、成長軟骨の状態はケガをしている側だけ見ても分からないことがあります。両側を比較すると、投げる側の成長軟骨の幅と反対側の成長軟骨の幅の違いが一目瞭然です(図12)。3倍から4倍ぐらい広がっています。成長軟骨の先の骨端核という部分が少しずれているのが見てとれます。つまり、成長軟骨が裂けて広がってしまった。その結果、成長軟骨をはさんだ中枢側と末梢側との間にスレも出てきた。その結果、投げられなくなったのです。このような症状は急激に出る場合もあります。よく聞いてみると何カ月も前から痛かったなど、そう言われればそうだったなという子が多いわけです。おそらくこの病院に来る1カ月前に撮影しても成長軟骨の幅がすでに広がっていた可能性があります。ただこのケガは、その後の経過はそれほど心配でなく、1〜2カ月投球を中止するだけで、ほぼ大きな問題もなく治ることがほとんどです。

野球肩 (little leaguer's shoulder)



12歳投手 3ヶ月前より違和感、試合中強い痛みで中止

12歳でピッチャーをやっていた子の例です。12歳ながらすこく背が高く、大人の私と変わらないくらいでした。それでも成長軟骨は残っており、まだ身長は伸びそうです。背も高く、おそらく能力も高くピッチャーとして非常に活躍していたわけですが、最初は投げていると何か変だな、という感じがあり、それ

●肘のケガ

成長期に起こる野球肘には、内側にトラ

図 13

外側型野球肘



12歳野球少年
半年前から肘に違和感
徐々に痛みが出て夏休みに来診

可動域は0～100度
肘関節の水腫あり

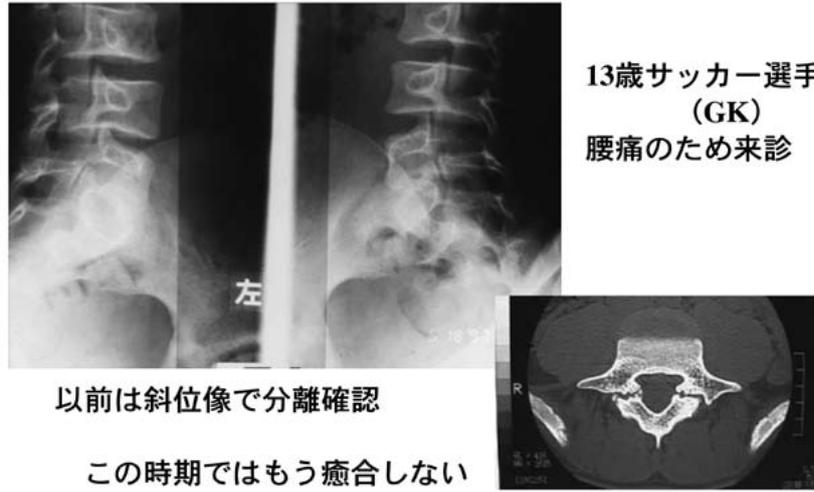
関節表面の変形は生涯の障害

ブルが起るものと外側にトラブルが起るもの、更に数は少ないですが後側側に起るものも存在しますので、3種類に分けることができます。

これは外側に起こった野球肘です(図13)。小学校6年生、12歳の子でしたが、半年前から肘がずっと変だなと思っていました。

図 14

腰椎分離症



13歳サッカー選手 (GK)
腰痛のため来診

以前は斜位像で分離確認
この時期ではもう癒合しない

徐々に痛くなってきて練習の後に肘を動かすのもつらい感じが出てきたのですが、なかなか学校は休めず夏休みまで待つて病院に来ました。診察すると、その時点で肘の可動範囲が0から100度(0度は真っ直ぐに伸びた状態、90度はちよつど直角の状態)でした。指先が肩に届きませんし、相当に顔

を近づけないと手と顔がくっつかない状態です。反対側の耳に手が届かない状態になっていました。実際に関節を触ってみると熱っぽく、水が溜まっている状態でした。

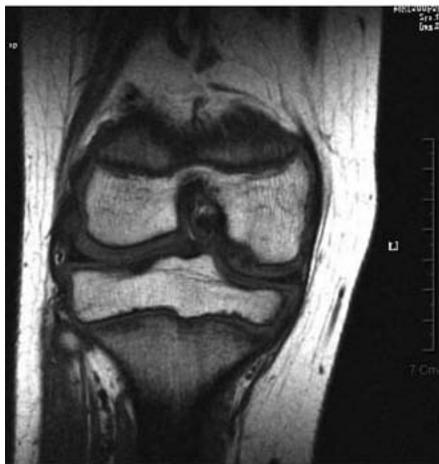
こんなに曲がらなくなったのはいつからかと聞くと、1、2カ月前からということでした。その時点で違和感はありませんがやはり、夏休みになったら病院に行こうという

●腰のケガ

次はサッカーでのケガです。サッカーも統計で見ると野球と同様に日本の子どもたちのスポーツで明らかに上位にある種目です。腰椎分離症というケガの名前は、スポーツ指導者の方々、あるいはスポーツ関係の方々がよく聞くメジャーなケガです。

このレントゲン写真は13歳、中学校1年生のサッカーゴールキーパーの腰です(図14)。この子も半年くらい

膝離断性骨軟骨炎



10歳 サッカー少年
練習や試合後しばしば腫れる
近医で異常なしと
でも、状況変わらず
夏休みに来診
3ヶ月の運動中止で修復

の経過で腰痛をずっと感じていました。特にボールを取ろうと飛びついて背中をそらされた時に非常に強い痛みが出て、場合によってはその瞬間しばらく動けないくらい痛いということがあって病院にきました。それで調べてみるとレントゲン上ですでに骨が

分離した状態が確認でき、この時点で確かに腰椎分離症となっていました。レントゲン上でこのような状態ですと、安静をとっても骨がつかないということが分かっていきます。骨の間に隙間ができ、そこに骨ではない組織が入り込み、自然に繋がる

ことはないという時期なのです。

それで、最近では早期発見が必ずとされ、実は分離症の早期の状態は疲労骨折であることがわかりました。腰が痛くなり始めた時期に病院に来た子を調べてみると、通常のレントゲンで異常がないのですが、CT検査をすると小さなヒビが見つかり、CTで見つからない時点でもMRIという検査をすると、壊れた骨を治そうとする働きが起こっている色調変化が発見されるわけです。疲労骨折が治らず、完全に割れてしまったのが、いわゆる分離症です。分離症となるまで放っておいてはいけません。その前に何とか治す必要があります。MRIでの反応の強い時期ですと、3カ月くらいコルセットをして腰の反りを制限することによって骨が繋が

ることも最近の研究で分かっています。

●膝のケガ

もう少し末梢のケガを紹介します。これは膝のケガですが、やはりサッカーです(図15)。同じケガはバスケットの子でも野球の子でも起こります。小学校4年生、10歳の子です。練習や試合の後、いつからか本人が覚えてないくらいしばしば関節が腫れて、家に帰ってくると膝が曲げ切れなくなっていました。近くの医院に行って、レントゲンを撮ったが異常なしと言われ、しばらく様子を見ていました。普通にしてると異常はないものの、練習した後には腫れるという繰り返しで、その頻度がだんだん増し、夏休みになつて来診しました。

MRIで調べると、関節軟骨とその直下の骨が変色しています。成長期には、関節軟骨も厚く、その下層の骨の強度もあまり強くないわけです。そのような時期に繰り返し関節表面に衝撃が加わると、関節軟骨と直下の骨がはがれて浮く離断性骨軟骨炎という状態になります。そのため関節の中で炎症がおこり水がたまっていたのだろうと思います。

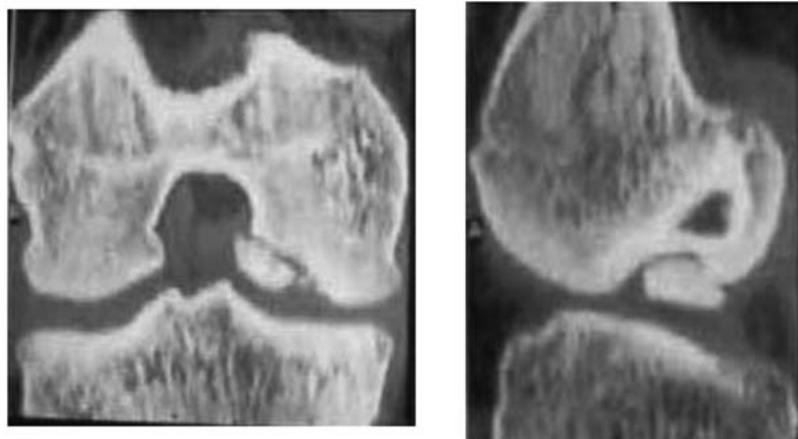
このけがも何とか運動できるからと、放置したまま進んでしまう場合があります。これは大学1年生で病院に来た人ですが、成長が完了し大人の骨になっても離断した

部分が癒合しておらず、少しズレてきています(図16)。明らかに滑らかな関節表面ではないです。ぶつかって曲げ切れない、あるいは伸び切らないということが起こります。そうすると、スムーズな運動をするために、あるいは日常生活を送るために、この部分の骨を摘出しなくてはいけないという事態も起きてしまいます。

その他、もう少し軽い段階の障害で骨端症があります。これは成長軟骨部分に繰り返し力が加わることによって、成長軟骨部分が少しずつ持ち上がった状態です。オスグッド病というのは、膝の膝蓋腱の付着部が盛り上がったもので、非常に多いです。おそらく、皆さんの中にこれをお持ちの方もたくさんいらっしゃると思います。

ジュニア期のケガにはジュニア期特有のパターンがあり、その多くは、成長軟骨由来します。離断性骨軟骨炎だけは関節軟骨に起こる障害で少し異なるわけですが、大人には滅多に起こりません。初期の症状はしばしば軽く、運動中それほど気にならず、それで放っておくと「ちょっと変だな」という感じになります。大人に比べて子どものほうが我慢強いのかも知れませんが、訴えが少ないわけです。病院に一緒に来られるお父さんやお母さんに聞いてみても、「あまり普段痛いとか困っていると聞かない」と言われ

図16 もし修復されないと関節表面がでこぼこになり、摘出必要に



るのです。確かに症状ははっきりしないことがあります。

それから、もう1つの医療側の問題ですが、初期には普通のレントゲン検査で見つからないことがしばしばあります。しかし異常がないから異常なしではないのです。異

常があるから病院に来られたわけで、その異常を見つけているのが我々の仕事ですから何とかして異常を見つけなくてはいけないのです。ただ、その異常が本当に異常なのか、正常範囲なのかの判別が成長途上の骨格では非常に難しいのです。ですから、ケガのない反対側と比べるなどいろんなことをして判定する必要があるがあります。ただ悠長に構えていると、進行して永続的な障害を起こすことがあります。障害が徐々に進んでいく場合もあります。後々残る可能性なども考えて、きちんとした対処をすべきということが言えると思います。

スポーツ障害防止と指導のありかた

子どものからだの特徴、子どもに特有のスポーツ障害を考えると、どのように障害を予防したら良いかというお話です。ここからは理論的な話というよりも自身の考え方も含めていきますし、必ずしもエビデンス(根拠)のある話ばかりではありません。

まず基本的なことの整理ですが、スポーツ障害というのは、スポーツによって何らかのケガが発生したのですが、「無理は絶対にさせていない」というふうに言われても、結果的にはどこかに無理があるわけです。どこかに過剰な負担が加わっていたことは明らかです。ただその場合にその過剰な負担と言っても、その過剰さというのは、すべての選手にとって過剰なわけではないのです。多くの子どもが普通にできていても、ある子どもはケガをしてしまうということがあります。それが個人差です。どこに過剰な負担があったかをちゃんと調べていくこととなります。

それから、ご紹介したいいくつかの事例でも見られました。やはり多くの事例が少し経過を待っている。最初は疲れかと思うような、あるいは、何かちょっと動きが悪いけど使えるということで、実は前兆を感じていることが多いわけです。その前兆を誰がいつ捉えられるかということが非常に重要なことです。練習が終わって次の練習が始まるまでに、だいたい困らない状態になっているため、子ども自身もお父さんもお母さんも大丈夫かと思つて、また次の練習をすることにになります。これが次の練習になつても良くなるなければ、あるいは、そういう状態まで進むと病院に行くのだろうと思

ます。

能力が高く、その子自身も頑張りたいというところで続けてしまうことがしばしばあります。能力のある子に頼ってしまうために、相対的に負荷が大きくなつてしまい、その子にとって過剰ということが起こるのだろうと思います。それから、医療側の問題にもなるのですが、休日あるいは学校の終わる時間帯ではなかなか病院が診療してないわけです。そうすると学校を休んで病院に行くのも良くないと考え、もう少し待つて調べてもらおうと、夏休みや春休みのような時期に集中してスポーツ障害の子たちは訪れるわけです。その背景には、休めばチームに迷惑をかけてしまうということもあると思うのです。

急性と慢性それぞれの対応

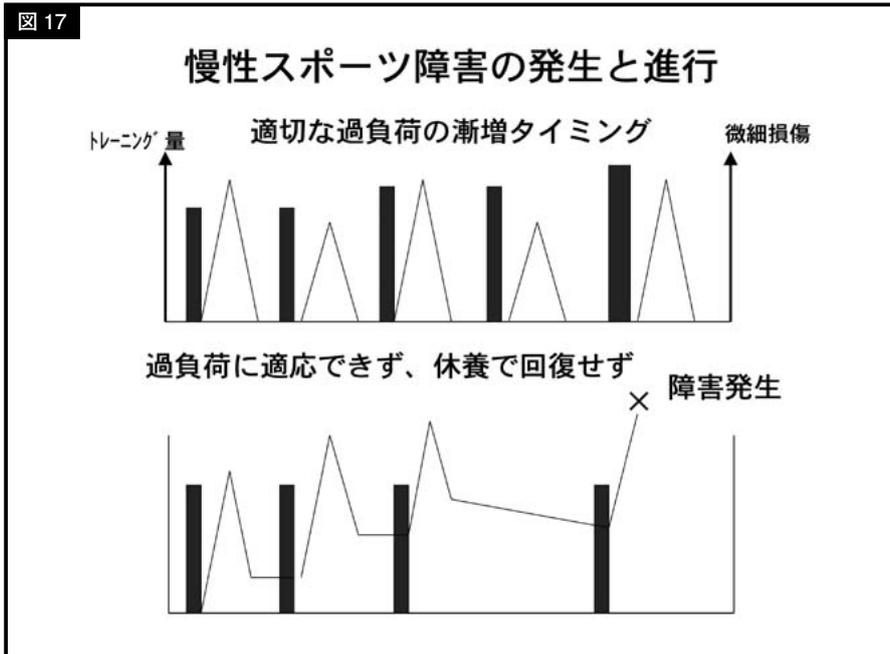
スポーツによって起こるケガは、日本では急性のケガ、急性外傷、スポーツ外傷と、慢性のケガ、慢性障害あるいはスポーツ障害と分けられます。「スポーツ障害」という表現は慢性のケガを示す習わしです。急性のスポーツ外傷は、骨折や捻挫、靭帯損傷のように1回の大きな負荷によって発生するものです。

急性の外傷の中にも成長期特有のものがあ

長軟骨部分が一気に壊れてしまう裂離骨折と呼ぶケガがあります。多くは骨盤に発生します。運動した後も痛みや症状が続き、運動を完結できないことも多いので、割と早く病院に行きます。そして、診断をうけ治療方針が立てられます。

それに対して慢性のスポーツ障害は、繰り返しの負荷の中で徐々に起こってくるので、いつから症状が強くなったかは明確でなく、練習と練習の間に休みがあるとその間に少し良くなることもあります。そうすると良くなっているのか悪くなっているのかわからず、悪くなつていなければ、何とかスポーツできるのならば続けようという考えにもなつてしまいます。さらに運動しなれば症状のないこともしばしばです。そういう意味で、医療機関で受診するのが遅れることとなります。

スポーツ障害には大人でも起こるものと、ジュニア期特有のものがあります。もちろん疲労骨折は大人でもジュニアでも起こります。腱炎、関節炎もそうです。しかし、骨端症、あるいは離断性骨軟骨炎はほとんどがジュニアで起こります。オーバートレーニング症候群という内科的なスポーツ障害が起るメカニズムと同じような形で捉えやすと、練習が行われ、それによって運動器も少し壊れるわけです。壊れて、休むこと



によってそれが修復されて、また次の練習が行われて、運動器の強度が上がっていく。すると壊れる量も減って、それで練習の量を上げてというふうには、過負荷の原則に則ってトレーニングが進められていくと、適応して運動の許容量も増え、運動器も強くなります。しかしそのタイミングが早過ぎたり、あるいは強度、量が多過ぎたりすると、治

り切らないうちに次の練習が行われ、組織の損傷、小さな壊れが蓄積されます(図17)。蓄積された損傷が限界を超えると、痛みや投げられないとか蹴れないという症状になるわけです。ですから、実際に自覚されるずっと前から変化は着々と起こっていたということになります。

慢性の障害に関しては、指導者側と医療側の両方で考えなくていけないことがあります。医療側としては、ごく早期の場合に的確な診断が容易でないわけです。腰椎分離症というケガは、実は疲労骨折であるということが分かかってきたと言葉では簡単に言えるのですが、そういう結論になる前に、どういう集団に起こるか、どういう年齢に起こるかということが調査され、スポーツをする集団に多い、しかも後天性で、ある年代から増えてくるということから、前段階があるのではないかと調べられていったわけです。

子どものスポーツ障害に詳しい専門家は必ずしも多いわけでありません。整形外科あるいはスポーツ整形外科の中で、特に子どものことを集中的に診察している方も、多くありません。治療方針にしても、診断にしても、大人の典型的なスポーツ障害に比べるとやはり難しい面があります。

さらに、どうしても安全策をとってしま

うため、病院に行けばどうせ休めと言われるに違いないから行かないよ、と子ども自身が言う場合もあります。指導者の方々もそういうお考えの事があると思います。強度の低い運動ならしてもいい時でも完全休養にしてしまおうというような安全策をとる過ぎるところにも問題が出てくるのです。非常に難しいのですが、どこまでの運動が許容できるか、どういう段階だったら復帰させてもいいかという決定に関しては非常に難しいのです。なかなかエビデンスもなく、教科書を調べても詳しい数字が出てきません。一般論が通用しない面があります。つまり、個々の違いがあまりにも大きいのです。

指導者の方々の課題として、やはりトレーニングをしていく段階で「過負荷の原則」がまさに原則となるわけですが、その過負荷がさらに過度になってしまいますと、やはりケガが生じます。それから、勝つことを求められる点です。明確に言葉で言わなくても、勝ちたいという気持ちは子どもたちも持っているわけですし、勝つための練習も行われ、能力の高い子を使わざるを得ないという勝つための人選もあるわけです。体格にも体力にも非常に個人差が大きい時期ですと、個人ごとの練習を考えていくことは、指導者の方々にとってはたいへん難しい問題



になるのかと思います。

医療と指導者が一体となって

私たちもなるべくスポーツの現場に足を運んで何とか協力したいと考えています。全国的に有名な活動で、徳島大学の野球の障害を見ているグループの人たちが十何年

続けていらつしやるそうですが、少年野球のケガを減らすため大会の現場にグループで出向いて、テントを張って無料で二次検診をします。そして、わずかでも異常が見られたら病院に行きなさいよと言って、ある時期までは無料で二次検診をされました。その結果、非常に早期に野球肘を発見でき、早い段階で治療できて、早く復帰できるという非常にいい流れになったのです。ところが、いろんな事情があつて、病院の二次検診も無料にすることはできず、有料の普通の受診となつたら受診率が減つてしまったことが報告されておりました。

ですから問題点をどこまで現場で我々側もお話できるかという点も重要になります。まず原因となる「過負荷の原則」ですが、過剰な過負荷にならないようにするにはどうしたら良いかということを中心に考える必要があるわけです。そういったお話を指導者の方に行きますと、「じゃあ数字を出してくれ」と言われます。「何球までだったら安全なのか」と言われるのですが、実はこの数字というのは、エビデンスが少なく、誰にも分からないことです。スポーツ医学の研究が進んだ国でもなかなか数値で言うのは無理だということ言われています。結局は少しずつ強度や量を上げていって、からだの反応を見ながらやるしかありません。急激に強

度を上げたり、量を増やしたりということがあれば、当然過剰になるリスクがあります。あるいは、試合日程に合わせて無理をすることがあれば、過剰な過負荷がかかってしまう危険があります。

それから、「休ませる目安はどうか」ということもよく聞かれますが、その子からの状態や反応を見るしかないわけです。その反応が動きの悪さや腫れ、熱っぽさのような局所の所見に出てくるわけですが、局所の所見を誰がいつ確認するべきかです。スポーツをする子どもたち自身が理解できるような年代であれば、自分たちで自身のからだを見て点検することが一番いいのですが、ウォーミングアップやクーリングダウンの時に指導者の方々やご父兄の方々が一緒に点検をすることができれば、少しでも早く異常を見つけることができるかもしれません。運動ができていれば異常がないというわけではないということも重要な原則です。

逆に言うと、練習前に点検して何かいつもよりも動きがおかしいとか、あるいは少し腫れているということがあれば、練習量を減らして、あるいは今日はちょっと無理をしないでくださいよというのが、進ませない安全策かもしれませんし、徐々に始まっている障害を、病院に治療をしに行きなさい

よと言うタイミングになるかもしれませんが。

大切な現場での点検と情報収集

本当に地道な対策になるわけですが、私たちも基礎情報となる、どういった状況でどれくらいの数のケガが起こっているかというのをなるべく把握して、対策をとっていただく必要があります。現場の皆様にご理解をいただいて、ケガの集計をしていくようなことも必要になるかと思っています。

例えばアメリカンフットボールのケガには非常に重大な脳や首のケガもあります。ケガの発生を少しでも減らそうということで、安全対策委員会でも重大な事故には報告義務を課しています。重大な事故でなくても本当は集計を行わなければなりません。データを分析することで、何がケガの原因になっているのかわかるとなると、何かが原因になります。それは年齢かもしれませんが、あるいは試合日程かもしれませんが、いろんな要因を見つけていく手がかりになります。そして、データはできるだけ多くあったほうがより詳しい分析ができます。見つかった原因に対して、それを変えていくというようなことをして、障害の発生数が減れば、それが実際に役に立ったということになります。こういったプロセスを踏んでいくこと

で、現実的にケガを減らすということ、エビデンスとしてできるわけですね。

そういう意味で、現場で点検できること、早期に発見できることという意味で、年長の子に自分の身体を点検しなさいよという自己点検や保護者に参加してもらっての点検が重要です。指導者の方にそういった意識を持っていただき、あるいは、こういう年代の子でしたらこういうからだの特徴を持っているよというふうな知識を持っていただきたい。日本ではまだ十分になってはいないと思うのですが、特に子どものスポーツに十分な知識や技術を持っているアスレティックトレーナーの人たちをできるだけ輩出できるように体制をとっていただきたいと思います。

また少し違った立場になりますが、学校での運動器検診というのがあります。整形外科の中でいくつかのモデルケースを作って取り組んでいるわけですが、学校医さんの中で学校でのスポーツ活動によって起こる問題に関しては早期発見をしていく、あるいは窓口ができる可能性があります。それから、医療側ではジュニアのケガに対してしっかりと知識を身につけること、治療や復帰の目安を作っていくためのエビデンス作りが必要になるかと思っています。そのために

図 18

ジュニア期のスポーツ障害予防体制の構築

トレーニング量と障害発生に関する基礎情報の収集
(現場の協力必須、何らかのルール化が必要?)
(関東AF連盟では重大事故の報告義務)

データの分析によりある程度の障害発生要因を抽出する
(どのような要因が障害発生に関連するか?)
(できるかぎり多数のデータが必要)

できれば数カ所のチームで直接検診し追跡調査
(障害発生要因が実際に障害発生に結びつくか?)

さらに障害発生要因への介入による障害減少を確認

は全国でそういったケースを集計して、その上でどういう経過をとるかということデータをベース化していく必要があると思います。そして、こういうケガだったらこの段階で見つけられればこのくらいで復帰できるという目安が示しできるようにすれば、早く見つけて早く治療しようというきっかけにもなると思います。(図18)

ご清聴ありがとうございました。

ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム

少年スポーツ指導のあり方と 法的限界



パネリスト
明石 要一氏
(国立大学法人 千葉大学教育学部教授)



座長
酒井 俊皓氏
(弁護士)



パネリスト
八木 由里氏
(弁護士)



パネリスト
田名部 和裕氏
(財団法人 日本高等学校野球連盟参事)



入澤充(総合司会)「少年スポーツ指導のあり方と法的限界」についてフォーラムを始めます。座長は酒井俊皓弁護士です。酒井先生は日本スポーツ法学会の理事をお務めです。パネリストはまず、千葉大学教育学部教授・明石要一先生です。明石先生の専門は教育社会学ですが、スポーツに精通され、現在中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員をお務めです。次に財団法人日本高等学校野球連盟参事・田名部和裕先生です。田

名部先生は高校野球にかかわって41年、文字通り高校野球のすべてを知り尽くしている方でございます。そして、弁護士の八木由里先生です。八木先生は学生時代にバスケットボール、馬術など幅広くスポーツに親しみスポーツに造詣の深い弁護士で、ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーカーキンググループのメンバーとしても活躍です。それでは、酒井先生よろしくお願いたします。

酒井座長 進行は、まずパネリストの先生方から順次お話しただいて、その後に私のほうから少し裁判例を紹介いたします。それから質疑応答に入り活発な議論にしていきたく考えていますので、よろしくお願いたします。それではまず明石さんから現在の子どもたちに見られる特徴や子どもたちを取り巻く環境などを中心にお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報告① 消えた「放課後の世界」

明石要一氏

私は今の小・中・高校生の特徴を5点ほど申し上げます。1点目は、何故か今の中学校3年生はバスケットボールとサッカーは上手いけどもバレーボールができない。これは本日は非皆さん、ご専門の方が多いと思いますけど考えていただきたい。

想定外に対応できない

地元の中学校へ公開研究会の体育の授業を見に行きました。体育館の一方でバスケットやっています。非常に横にパスしてドリブルしてシュート打って試合ができてます。もう一面はバレーボールをやっているサーブは

入れますがレシーブができない。だからラリーが進まない。ゲームができないんです。何故か。ワントレポ遅れるんですよ、レシーブへ行くのに。だからサッカーとかバスケットはアイコンタクトで相手の顔を見ているところにパスを送りますよね。で、ドリブルしてシュート打てるっていうのは上手いんです。ボールの動かし方がわかっているときは上手いんだけど、バレーボールみたいなどこにボールが行くか分からないときにはからだがついていけない。だから続かないんだらうと思います。

何故そういう現象が起きているか。ある

方は小学校で体育にバレーボールの時間がないからといます。中学校で出てきますが。私も千葉に33年いますけど、ここ14、15年間学生たちがキャンパスでバレーボールをしていません。言いたいことは、スポーツルールを守ることは上手いんだけど、想定外のことに関してはできない子どもが出現しているのではないかとということが1点あります。

ミーティングができない

2点目、今の小・中・高校生はミーティングができない。集まってくるけれどもそこ

で意志決定ができない。千葉にはプロサッカーのジェフユナイテッド市原・千葉があります。あそここのユースの育成課の高橋さんという方にお聞きしたんですが、日本のユースを連れてヨーロッパに行きます。サッカー90分間やりますね。ハーフトイムの15分間のミーティングの姿がヨーロッパの青少年と日本は違うんだそうです。

ヨーロッパの選手たちはハーフトイムに十数名集まってディスカッションして後半をこう戦おうと。いいかキーパー出るなとか、ミッドフィールダー走れとか、いいパス出せとか自分たちでフォーメーションを決めて、5分後にコーチや監督が来て「おい、みんな集まれ」と、その時に自分たちで決めた内容を監督・コーチに「後半こういう形でいいでしょうか」と提案して、若干修正してもらい戦う。

日本のユースたちは、ダベリングですね。15分間どうしようか、こうしようかと言っている。そして、監督、コーチが来て「おい、みんな集まれ。いいか。後半のフォーメーションはこうやっていくんだよ」と指示をしてくれて、指示待ち人間ですね。自分たちでハーフトイムにディスカッションをして、次のフォーメーションを工夫し、そして指導者に指導を仰ぐという、かつてはあったと思う姿がない。つまりミーティングができない。

い。学校教育や家庭教育も含めてそのあたりで育っていない。それが2点目です。

横パスばかり

3点目は、何故か日本の子どもたちはシュートを打たない。バスケットの3点シュートとかサッカーのシュートですね。この前、ドイツのワールドカップでも日本の選手は何故かボールが来てるのに打たないのか。何故すぐに横パスをするのか。シュートを入れるのは確かに難しいけど、シュートを打つ子どもを育成していない。例えば、文部科学省が学習指導要領を出してそれを県に流します。県の教育委員会はちよつと様子を見て、すつと市町村に横パスですね。市町村の教育委員会はすぐに学校に横パスですね(笑)。誰も責任をとらない。だから、出る杭は打たれる文化ね。失敗すると、ものすごくけなす。親が罰する。そして、マスコミがたたく。コーチ、監督がいけないと。これはやっぱりビビります。だから、できるなら自己責任をとろうと言っても怖いからみんな横パスです。これを何とかしていきたい。

例えば、皆さん授業参観に行ってください。一番楽しいのは小学校1、2年生です。みんな手を挙げてますね。ある子は、立ち上がってでも手を挙げてます。それで指名





してもらってから「おい、どんな質問だったわけ？」って(笑)。それが3年生、4年生になってきますと、手を挙げようか下げようか迷い始めます。5年生、6年生になると、みんな下を向きます。中学校なんか最悪で、ずっと暗い。その代わり指示をして書かせると書きますよ、日本の子どもたちは。欧米、アメリカの授業参観では、中学生、高校生の授業では、みんな指パッチンですよ。

今を生きていない

俺がとる、俺がとると。で、当たらないと悔しがります。だから全員がポール牧なのです。小・中学生の全員をポール牧に育成することを願っています。シュートを打つ少年像と言いますか、そういうお子さんを育成していきたいと思っています。

4番目は、今の小学生がお父さんお母さんと同じ生活スタイルをとること。これを「子どもの大人化」と申します。子ども時代と学生時代と大人時代で同じことをやっている。小学校6年生110名に「手帳を持っていますか」と聞きました。ほぼ4割が手帳を持っています。手帳を持っていないけど、家に帰れば部屋のカレンダーに学校行事を書いている方が3割。合計してほぼ7割がスケジュールに縛られているのです。こういうのを大人と申します。だから、「遊ぼうぜ」と言った時に「ちよっと待ってくれ」、すぐカバンから手帳を出し

て、「ええと、今日は月曜で塾があるから遊べない。水曜日そろばん、木曜日はスイミング、土曜日少年サッカー、野球」とこういう形で、スケジュールに縛られている忙しい子どもたちが出現してきたんですよ。だから、生き方の考えですね、今に生きていないのです。明日を考えて生きています。明日を考えて生きていくのは、お爺ちゃんお婆ちゃん。もう寿命が少ないからお爺ちゃんお婆ちゃん。もう明日を考えているんですよ。子どもと学生は今に生きてほしいんです。今に生きている生活というのは、振り返ってみると子ども時代になるわけです。是非子ども時代を生きてほしい。子どもの大人化をいかに遮断させるかということが大事なこと思っています。

男の元気がない

5番目。今の男たちが元気がない。皆さん、小学校の運動会があります。見てください。運動会の花形は、応援団長なんですよ。応援団長がだいたい今は男と女が半々になっています。女性がですね、お兄ちゃんの中学生の学ランを着てエールをやっています。児童会や生徒会の会長さんも女性が増えています。だいたい中学校は半々、下手すると女性が勝っています。次に合唱コンクール指揮者は、だいたい8割が女性で

す。それから、英語のスピーチコンテスト、ほぼ9割が女性です。実は中学生対象に「少年の主張」みたいなものがあります。47都道府県から代表が選ばれてきます。私も委員を3年やったのですが、47都道府県で、いいですか男性が7名、女性が40名。その47名からテープ審査をして13名を選びます。当日、その方々に発表してもらうのですが、まともに選んだら全部が女性になりますからね。これでは格好がつかない。だから男女のバランスを考える。そうせざるを得なくなっているという現状がある。何故か、男が元氣ない。女性は普通なんですよ。何故か男たちがですね、独りぼっち化が始まっています。とくに中学生を見てください。かつて徒党を組んだ子どもたちが仲間すらできていません。みんな独りぼっち。素直ですから指示には従うんですよ、教師とか親とか指導者とかに。自分たちで徒党を組んで意思決定するスタイルは経験していませんね。

大切なギャングエイジの経験

今、5点申し上げました。何故そういう子どもたちが出現したのでしょうか。簡単に言ったら放課後の世界が消えたんですよ。

もうひとつ、データを出します。今から30年前、NHKが小学校5年生を対象に朝

起きてから寝るまでに何歩歩きましたかというのを調査した。万歩計を持たせてやりました。当時23,000歩、歩いていただけです。だいたい今の46歳から48歳くらいの方の小さい頃が一番遊んでいるんですよ。去年、私が東京と成田と鳥取のお子さん210名に万歩計を渡して調査したら、10,000歩なんですよ。そうすると、この約30年弱で子どもたちの歩数は13,000歩くらい減っているわけです。13,000歩くらいです。これだけ減りました。時間半くらいです。これだけ減りました。ですから、文部科学省のデータを見ますと、昭和62年頃からずーっと体力が低下してきますね。まあ底をうったかどうか知りませんが、いかなければ子どもたちの遊び空間や運動空間が非常に狭まってきました。そして体力のある子とない子の二つの層に分極化してきています。だから、平均的に見ると体力が落ちてきているんですね。これは是非考えていただきたいです。それが放課後を失うということ。

そうすると、まず食欲が低下するのです。遊ばないし。だから体力が低下する。もう1つは人間関係能力が低下します。ちょっと専門的ですが、子どもが生まれてから成熟するまで3人の大人と出会います。第一にお父さんとお母さん、第二に学校の先生、

塾の先生、少年スポーツの指導者。第三の大人が近所のおじさん、おばさん。第一と第二というのは、非常にいいです。子どもの気持ちを考えてやってくれるのです。ただあまりトラブル体験にならない。自分からは要望が出てこないです。黙っていればレールを敷いてくれますから、それを走ればいい。そして、第三のおじさん、おばさんというのは、良い人も変な人もいます。45歳くらいの方々は、あそこの庭の柿を取って良いか悪いか分かっているのです。あそこはやはりから止めておいたほうがいいとかね。ここはいけるとかね。そのへんで人を見る目が育ったのです。これが今、非常に衰えている。

もう1つ。お聞きします、小学校時代に夕飯時にご飯を食べながら眠った方はいますか。隣の人と相談してみてください。今の小学生、中学生で、夕飯の時に眠たくなる子はいないですよ。たぶん50歳以上の方は遊び呆けて眠ったことはある。そういう遊び呆ける元気なお子さんがすぽっと消えてしまいました。放課後というのは遊び体験をしてくるんですよ。ですから、遊びの中で意思決定をするわけです。そうでしょう？ 6年生と1年生が野球をやる場合はですね、3角ベースをやるとか、1年生は三振なし、フォアボールなしとか。自分たちの



身の丈に合ったルールを作っていくんです。そうしないと遊びがつまらなくなるから。だから、遊びというのは、遊びの中で人のことを考えてあげて、ルールを作って、意思決定をするチャンスがあったのです。

ところが、小学校3、4年生の頃をギャングエイジと申しますがほとんどそれを経験していない。非行少年の専門家というのが、家庭裁判所調査官。彼らはこう言います。中学生で非行に走る子どもの共通点のひとつは、ギャングエイジの遊びをしていない子ども。ギャングエイジの遊びをする、子どもたちにはルールがあるんですよね。中学校2年生、3年生になっ

たときカーツとした時に、遊び体験をした方は、セルフコントロールができる、抑制が効きます。独りぼっちで漫画とテレビの前でテレビゲームをしていたお子さんは、カーツときた時にルールがないからすぐにキレル。そういう傾向になりやすい。ですから、ちょいワル文化と申しましょうか、ちょっぴり悪い遊びというのがあったのです。今はそういうギャングエイジの遊び体験が消えてしまった。これが非常に大きい。

いかにして子どもの放課後の社会を復活させるか。従来の遊び的な広がり。それで身体能力、でんぐり返しとか、木登りとか、高鬼とか、鬼ごっことか。ああいう遊びがあったから日本のスポーツは花咲いたと思います。ですから、是非放課後をいかに元気にさせるかということを見直すべきだと思います。

酒井座長 ありがとうございます。子どもの実態、子どもを取り巻く環境も変わってきたことを提えてお話しいただきました。それでは、続きまして田名部さんのほうから青少年の育成に位置付けされている立場、あるいは、組織として青少年運動のあり方について、主に指導者側からお話をさせていただきたいと思います。

高校野球と言うと皆さん何を想像されるでしょうか。まず良い面では甲子園は凄いなという印象をお持ちだと思いますが、一方で普段からマスコミを賑わす不祥事と申しますか、いろんな問題があります。そういう意味で「ジュニアスポーツの育成と安全・安心」という点では、非常に心しなくてはいけない面をはらんでいます。これまで事務局で対応してきた中からいくつか問題点をお伝えします。

相乗効果を期待する指導

まず高校野球、これは現在4,200校をちよつと切りまして、4,100いくつです。が学校部活動の指導者というと、91%がその学校の教員です。4%が職員、外部の指導者が5%未満ということで、大半が学校の先生。私どもは学校の部活動ですからその91%の教員である指導者が、やはり目的にしているのは、教室と部活動における相乗効果。教室でいかに勉強に集中して、そして、運動で鍛えた体力を勉強のほうにも活かすんだという両方の相乗効果を期待して日頃の指導にあたっているのが実態だと思います。

います。

そして、指導者は学校全体の生活の中で生徒たちがどのような考え方を持っていて、どう行動するのかということ、教室だけではなかなか分かりにくいところを部活動または学校生活を通じて把握する。そうして、その成長を図るといことになるのでしょうか。

小学校、中学校時代にも精神面や体力的な成長が認められるわけですが、やはり高校生活で言いますと、その生徒、その人間の今後の将来の輪郭というような大きな資質になってくるものが醸成されるといのが、私たち体験してきた者にとっても思い起こされることです。とにかく部活動を通じて、実質的には野球の場合ですと2年半なのですが、その生徒の輪郭というか骨格が形成されていく。これが指導者との連携によってそういう形になるわけです。

そして、この選手の言葉、それから行動、こういうものに指導者の姿勢が反映します。これは、いま明石先生からお話がありましたように、それまでは親が敷いたレールに従って黙々とそれに従うというところで

したが、ある時から、お母さんが道幅の狭い交差点で信号が赤でも横切ろうとしたところを「お母さん、渡ったら駄目。今、信号が赤や」と。今までだったらそんなことをあまり言わなかったのが、何故かそう言う。「お父さん、そんなことしないほうがいいよ」と言う。「おい、どうも最近うちの息子の言うことが変わってきたな」と。保護者会があった、そこで野球部の指導者の話を聞くと、同じフレーズが出てくる。「そうか。うちの息子はこういったことを監督さんや野球部長の先生から日頃言われていて、それが自然と反映されているのか」と。これは、まあプラスの要素なのですが、高校時代からほぼつぼつとそういう良い面が変わってくることも当然あります。

指導と生徒が噛み合わない

さて、「体罰」です。参考までにご紹介しますと、私どもは5年ごとに実態調査をやりますが、あなたは高校野球の監督にいつの時点でなろうと思いましたがと聞きました。67%の先生方は、自分が高校野球の選手だった時代に思ったと言うのです。つま



り、モチベーションと言いますか、ずいぶん早くから自分の恩師の姿を見て、僕は将来指導者になろうと決意をしたと。それは非常に尊いことだろうと思うのですが、この指導者の熱意と生徒とがどう噛み合っているのかというところが問題なのです。

体罰で特に最近目立つのは、昔はこうい

うことはなかったと思いますが、10数発殴つたと。ある監督が、私たちがルールで決めているようなもの、例えばスパイクやグラブなどのデザインですが、そこに何か新しい用具を部員が練習で使っていると。監督が「お前、どうしてそんなの履いているんだ。それはまだ認められてないんだ」と言ったら、生

徒が「先生、知らないんですか。これ高野連でオッケーですよ」と生意気な口をきいたと。それで思わず監督が「いい加減にしろ！」となつて、昔はあつても1発殴る程度でしたが、その監督は10数発殴つてしまった。しかも、生徒が倒れて、倒れたら今度は足蹴りをした。そういう報告を聞きますと、この指導者は一体何だろうかと思えます。それは期待しているのにふがいないと注意したら、そんな態度をしたとか。やはり一番多いのは即効性を期待するということですね。「そんなことしてたらケガをするぞ！死ぬぞ！しっかりしろ！」ということと即効性を期待するとか、そういう面があると思うのです。そういう体罰の裏には「俺がこれだけやっているのに！」という（監督の）思いもちよつと噛み合わない点としてあるのではないかと思います。

次に生徒側の状況ですけども、僕も生意気な口をきいて先輩からよく叩かれましたが、今でも中学、高校時代に叩かれた先輩のことを、まあかわいがってもらいましたから差し引きゼロと、そうしてはいけないうでしょうけど、それは今でも明確に残っています。

最近、そういう不祥事の報告の中で気になるのは、生徒自身に高校から来いと言うから行ってやったのに事情が違う、内容が



違うという感覚がみられること。中学時代にお山の大将でやってきて、高校でもレギュラーになれると思ったら、ところがどっこいそうはいかない。あつちこつちから優秀な選手が来ますから、同じポジションに優秀な選手が何人もいるということ。どうもこれは思惑が違ふぞと。思い違いだつたと。選手本人はぼちぼち嫌気がさしてきて、これではいくら頑張ってもレギュラーになれない。もう止めようかなと思つていたら、さらに、たまたま指導者から体罰を受けた。

そうしますと、もちろん指導者はそういうやり場のなさに対して指導しようと思つてやったわけですが、生徒は「僕はやろうと思つたのに、先生から叩かれたから俺はできない」と親にそういう事を言う。それを親が聞いたら「せっかく将来を考えてこの学校に入れさせたのに、あなたがそういう態度では子どもは育たないじゃないか」と（親が指導者に）掴みかかった。こ

教育とは「今日行く」

体罰の事後処理ですけれども、中途半端な解決は解決したことになりません。これは是非、覚えておいていただきたいことで、例えば思わぬ体罰をやってしまったときに、ちゃんと事情を説明して、「いや、うちの子どもにも悪いところがあった」なんて言つて親が了解してくれたから生徒指導委員会にもかけずにその場で済ましてしまったと。また校長にも報告しないと。ところが、先生が叱る生徒ですから、やっぱり日常生活もなかなか上手くできていないという生徒がいるんです。仮に成績不良で進級が難しくなつたとか。万引きしてしまつたとか、煙草を吸つたとか、生徒指導を受けるようなことになつたとします。そういう時に、今度学校が指導に乗り出そうとすると、うちの子どもを処分するならあの時先生がやったことはどうなんだと。そんな先生がやつていたことは隠しておいて、うちの子どもにはどうしてそんなことをするかと。ぜ

んぜん論理が噛み合いませんが、そういうことに使われている。親は自分の子どもが中心ですから、そういうことを平気で言うてくるのです。

体罰に限らず部活動のトラブルは、速やかに学校の管理者に報告をして、被害者や保護者への対応をしっかりとることです。「教育」というのは「今日行く」だと。明日では駄目です。もう早いうちに行つて親としっかり話をして処分すべきは処分するというようにしないと、そこを曖昧にすると後で思わぬトラブルに繋がります。

高校野球でいえば、大会前にタレコミのような形で、そういった普段の腹いせをですね、なんだろうちの子どもだけこんなになつて、他の部員たちは大会に出て許せねえと言つてですね、卑劣な行為をする。そういう問題がなければそんなことは起きないわけですから、やつぱり一つひとつ事が起きた時にその場ですぐに対応するのが一番大切。ちよつと口はばつたいですが、教育に即効性を求めるのは、もともと無理があるわけですから、ここにいらつしやるスポーツ少年団の皆さんもおわかりのように、子どもを育てる、教えるということとは本当に根気のいることです。

ずいぶん前ですが、朝日新聞の天声人語で今月の言葉というのが月末にありまして、

水墨画家の篠田桃紅さんの話が出ていました。私はこの人とお会いしたことはないですが、この人の言葉が非常に心に残りまして是非、皆さんにご紹介しようと思いました。水墨画家の方ですから墨のことを書いているわけですね。「墨の芸術でも生き方でも、型にはめられるのが好きではない。墨は湿気にすごく敏感。乾燥の具合で微妙に変わる。いつも裏切られて思うようになったため

しがないけれど、それが魅力。だから飽きない」と。この言葉はまさに生徒指導に繋がらないのではないのかと思います。なかなか思うように子どもは聞いてくれません。ですが、それがまた指導者としてのやり甲斐に繋がるようなところだと思つたので、とにかく即効性を求めるとロクなことではないということを肝に銘じておきたいと思つた。

部員とのコミュニケーション

恥ずかしい話ですが、高校野球での最近の指導者の体罰と言われる事件はこんなにあります。今年度平成21年3月までで、まだ終わっていないのでこの時点の数字はちよつと減っています。なかなか減らない。

その対策ですが、これはコミュニケーションの問題だと思つた。やはり生徒が何を考えているかを監督が知る努力が必要です。

先生方の多くはそれぞれの部員に部活動の日誌を書かせて、そして点検をしています。1行書き添えて「よし、ここはひとつ君のテーマだから頑張れ」とかですね。これも50人、60人と書くとなると、監督さんも毎晩遅くまで添削をしたりしてけっこうな労力があるわけで。確かに大切なことですが、なかなか難しいことだと思つた。日常の

最近の高校野球指導者の体罰事件

平成17年度	57件
平成18年度	37件
平成19年度	34件
平成20年度	27件（12月末まで）

出来事を話題にして部員の考え方を知るやり方ですね。

ところで、今年久々に選抜大会に出ます箕島高校、和歌山の。ここの監督さんで尾藤公さんという今、高野連の技術・振興委員会の委員長ですが、「尾藤さん、部員とのコミュニケーションのとり方はどうしていましたか」と聞くと、「私は特別なことはしてなかったけどな」と言いつつ、思い出すようにおっしゃったのが「日常の出来事を話題にして部員の考え方を知る」。

これは、例えば新聞に列車事故が載ったとします。「おい、昨日の新聞見たか。どこどこでえらい事故があったな。お前知っているか」ということで、あまり野球のことではなしに、こういう日頃の話題を二人ひとりにぶつけてみて、この生徒はそういうことに対してどう考えているかを知る努力をしたとおっしゃっていました。

最後に相談事などにメールを活用する監督さんもいます。これは横浜高校の渡辺先生で、この先生はずいぶん進んだ方で生徒からメールを打たせる。なかなか大勢の部員の前で、また先生と目を合わせてもの言うということができない生徒もいるからです。携帯メールなら安心して打ってきます。それにすぐに返してやる。まあまあ、なかなかこれも難しい話ですが、こんなものもあるということですよ。

のもあるということですよ。

保護者とのコミュニケーション

保護者との意識のずれも問題になります。部員と保護者の会話で現状が正しく理解されていないことがあります。保護者は自分の子どもに大きな期待をかけて、事実誤認をしている事例が少なくありません。実際には野球部の中で誰がこの夏にベンチに入るのか、誰がレギュラーになるかというのは、生徒間では序列はできているんですが、できていないのは親なんです。特に寮生活だったりすると、生徒はお小遣いが欲しい、おやつが欲しい、お金が足りないから送ってくれと、そういうことをいちいち電話します。電話に出たお母さんは試合はどうだった、あなた出たのか、打ったのかとそっちのほうを先に聞きたがって、子どものほうは出してくれなかったとか三振したとか言うのと、駄目じゃないか！と電話の向こうからガンガンくるから、適当に返事をしてしまいうわけですよ。そうすると親は「いつも電話で聞いている話ではいいはずなのに、どうしてうちの子どもは出られないの」というような馬鹿げた話が実際にあります。ですから、実像を保護者には知ってもらおうか。ここがひとつの悩みです。

保護者の世代感覚の違いということで、

昔それこそ私たちの時代でしようか、生徒との関係、学校との関係というのが、学校に生徒を預けるとすれば、後はもうお任せしますが普通でした。何かトラブルがあれば、親を呼び出して注意をするのですが、その時は学校と保護者が一緒になって生徒に「先生があれだけ言っておられるのに、お前は分かんのか」と一緒になって「よし、次の機会から頑張れ。まだチャンスはあるんだから」とやるから、生徒は「仕方がない。親も学校も両方言うから、まあやるか」というようなことになりましたが、現在はそうじゃないんですね。

もし、子どもを批判されたら親が自分自身への批判と受け止めたりして、生徒と一緒にあって、先生がそういうことを言うから駄目なんだと。何故、もつとこうしてくれなかったんだとか。隣の子どもはどうだったかというような理由にもならないようなことを言って、親と生徒が一体になって抗議するということのような実態を指導者は踏まえておかななくてはいけないのかなと思います。

保護者との「車間距離」

疎外感を持つ保護者とか、先にキレる親とか、そういうようなこともあります。それから、保護者同士もなかなか難しいところで、レギュラー組の親とそうじゃない子の

親。1年生と3年生。保護者間でもずいぶんと意識が違います。保護者の告発による弊害は、冒頭のところで申し上げたように、曖昧に見過ごしてしまうと学校とか野球部の自主的な運営が阻害されてしまいます。ちよつとしたミス为契机に揺さぶりをかけられてしまう。体罰をして謝りに行くところには、とんでもない親がいます。「分かった。いいじゃないか。よくやってくれた」と。ところで、先生は東京の何とか大学の出身やな。うちの息子をあんたの学校に入れてくれ。それで無しにしよう」と(笑)。そんなことできるわけがないのに、そういうことを平気で言う。そういうエピソードはたくさんありますが、ちよつとしたことが問題になりますので、ちよつとしたミスにつけ込まれないように、しっかりと事後処置をするのが大切だと思います。

事後処置では、保護者との「車間距離」。特定の保護者との飲食の厳禁はもちろんのことですし、過剰な負担は控えることです。昨年のシンポジウムでもテーマにもなりましたが、移動時に家用車の提供を受ける。こういったことも非常に問題が多いところです。公式試合の時に3塁側のチームのお母さんがネット裏に座っている観客の一般の方に「珈琲どうですか。お茶をどうぞ」とやる。一体何だと。「うちの学校の応援をどうぞ宜

しくお願いします！」と。そういうことをやらせるのかと。これはその少年野球というか、スポーツ少年団は保護者の協力がないと運営できないところが多いと思いますが、私たちは高校で学校の部活動ですから、高校になると保護者の役割が少し変わるという切り替えが非常に難しいなと思います。

最後に、父母会の会計管理で物心両面の支援を期待する学校というのがありますが、経理内容、それから、学校長が把握するか、そういう問題もけっこう深刻な問題です。例えば、進路のあつ旋。生徒の就職なり進学について、監督がやっぱりセレクションについていく。そういった時の交通費、宿泊費。それから、手みやげを誰が払うのかとか。これの始末ですね、たいへんな金額になって問題になったということもありますので、最後の結論はやはり保護者との適切な車間距離を保つということが非常に大事ではないかと思

います。ちよつと

マイナスタ話ばかりでしたが、現場の状況はそんなに甘くないということを再認識していただけたらと思います。

酒井座長 先生からは、指導者の姿勢が選手に反映するということですね、体罰に関して指導者の考え方について即効性を求めないというたいへん貴重なお話をいただき、また保護者との関係についても言及しておられました。ありがとうございます。それでは続きまして、八木さんのほうから青少年スポーツの指導のあり方について、特に法的な観点を中心にお話をさせていただきます。



私からは、法律や過去の判例から、少年スポーツにおいて法的に許容される指導と許容されない指導の境界線がどこにあるかという点を検討していきたいと思います。

まず、問題となる指導として、主に4つの類型が挙げられます。ひとつは、指導者が子どもを殴る、蹴るといった暴力を使った指導、いわゆる体罰です。2つめは、言葉

の暴力ともいえると思いますが、「バカ」とか「死ね」などの暴言です。3つめは、懲罰的な過度のトレーニングです。たとえば、試合に負けたら、腕立て伏せを100回やらせるとか、あるいは、炎天下でランニングをさせる、試合に負けたら水分の補給を禁止するというようなケースが考えられます。最後に、セクシャルハラスメント、性的嫌がら

せが挙げられます。

今日は主に、体罰を中心に話をさせていただきます。最後に、指導全体に当てはめられる法的限界の判断基準を考えてみたいと思います。

罪に問われない暴力 4つのケース

最初に、少年スポーツという枠をはずして、法律一般の観点から、暴力が許される場面を見てみます。暴力というのは、刑法上、暴行罪という犯罪に該当します。しかし、法律上、その行為自体は暴行罪に該当するけれども、例外的に、罪に問われない場合というのがあります。その主な例として4つのケースを挙げます。

まず、第一は「正当防衛」です。例えば、殴られそうになったから、自分の身を守るために、やむを得ず相手を殴るといふ事情がある場合には、殴った行為が違法ではなくなります。二つ目として「緊急避難」があります。これは、Bに殴られそうになっているAの身を守るために、Bを殴るといふ場合です。正当防衛と似ていますが、自分を



守るのではなく、第三者を守る場面を緊急避難といえます。もうひとつは、「正当業務行為」です。刑法35条には、「正当な業務として行った行為は処罰しない」という規定があります。ここで言う「業務」というのは、「社会生活上の地位に基づいて、反復継続される行為」と定義されています。「少年スポーツの指導」も反復継続して行われるものですので、「業務」にあたるといえます。そうすると、少年スポーツの指導中に行われた暴行が、正当業務行為として正当化される余地があるのか、検討する必要があることになります。最後に「本人や親権者の真摯な承諾」がある場合です。

では、ここにあげました4つの場合を、少年スポーツに当てはめてみると、どうでしょうか。少なくとも、正当防衛あるいは緊急避難で、指導者が子どもを殴るといような場合はまず考えられません。では、3番目の正当業務行為と、4番目の本人や親権者の承諾はどうでしょうか。この二つの正当化理由が、少年スポーツ指導の場面に適用することができるかを次に考えてみたいと思います。

暴行と体罰のちがい

最初に、正当業務行為として、子どもに対する暴力が問題になった判例を見てみま

す。この事案は、中学校の体育館において、体力テストの準備をしていたときに起こりました。記録係の生徒Aが、担当の測定場所に行ったときに、測定担当の教師Bを見て、「なんだBと一緒かよ」と教師Bの名前を呼び捨てにし、茶化するような仕草をしたため、それを見た教師Bが、「なんだB、とは何ですか」と生徒Aに言葉で注意を与えながら、Aの頭部を平手及び軽く握ったこぶしでこつこつと数回叩いたという事例です。ちなみに、教師Bは女性の教師ですので、こぶしで中学生の頭を数回叩いたといっても、やはり男性と比べると力はそれほど強くはなかったということが推測されます。この

事案は、暴行事件として起訴され、刑事裁判が行われました。しかし、東京高裁は、この教師Bに対して無罪判決を言い渡しています。

この判例では、暴行と体罰について、そのちがいを明確に示しています。まず暴行については、「有形力の行使」であって、教師が生徒に対して有形力を行使しても、一定の要件を満たせば、正当業務行為として許容される余地があることを示しました。有形力の行使というのは、簡単に言えば、「人を狙って何かをしようとする」と言い換えることもできるかと思いますが、最も典型的な例は、殴る、蹴るといったものです。何



正当業務行為の事例（東京高裁 昭和56年4月1日判決） 2

- 暴行＝有形力の行使（正当業務行為として許される余地あり）
- 体罰＝相当性を欠いた有形力の行使（全て違法）
- 生徒の年齢、性別、性格、身体状況、懲戒の目的、態様、程度等を総合して判断すると、上記行為は、口頭による注意と同一視できる程度の行為であって、正当業務行為として適法と認められる。
- ところの中に、自分が茶化されたことに対する不快の感情がわずかに存在していたとしても、教育的意図は認められる。
（セクハラに関しても参考になる指摘あり）

かを人に向かって投げつける行為も暴行で
すし、たとえそれが狙った人を実際に当た
らなくても、人を狙っていることには違いな
いので、その場合も暴行にあたるというこ
とになります。この判例は、教師の生徒に
対する有形力の行使は、正当業務行為とし
て許される余地があるということを明確に
示しました。一方で、教師の生徒に対する

暴行の中でも相当性を欠いたものが体罰で
あると定義しています。

この事案の結論としては、「生徒の年齢
性別、性格、身体状況、懲戒の目的、態様、
程度等を総合して判断すると、教師Bの行
為は、口頭による注意と同視できる程度の
ものであって、正当業務行為として適法と
認められる」と判断しています。検察側は、
裁判の中で、教師BがAを叩いたのは、自
分がバカにされたことに対する怒りによる
ものであって、教育的な配慮に基づくもの
ではないという主張をしました。それに対
して、判例は「ところの中に、自
分が茶化されたことに対する不
快の感情がわずかに存在してい
たとしても、教育的意図は認め
られる」。つまり、子どもに対し
て有形力を行使するとき、指導
者の怒りや不快感などの感情が
混在しているも、それがわずか
であれば教育的意図が否定され
ないこともあるということをし
この判例は認めていることになり
ます。

指導者の暴力は 原則許されない

それから、二つ目の事案です

けれども、これは中学校で担任教諭が、授
業中に離席した中学生を注意するために、
出席簿で1回頭を叩いたという事案です。
こちらの事案は、叩かれた生徒が、叩いた
教諭に対して慰謝料を請求したという民事
事件の判決です。もう少し詳しくお話しし
ますと、この事件の起こったクラスでは、
チャイムと共に着席するようにという指導
を常日頃から行っていました。しかし、この
事件のあったときは、朝の自習時間だった
のですが、この担任教諭が教室に行くと、
この生徒だけが着席せずに、他の生徒の席



正当業務行為の事例（浦和地裁 昭和60. 2. 22判決2）

- 生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮に基づいて行われる限りにおいては、一定の範囲内で有形力の行使が許容される。
- 以前から何度も注意を受けていたにもかかわらず教諭の警告に従わなかったという経緯や、この生徒の年齢、健康状態等を総合して判断すると、この教師の行為は口頭による注意に匹敵し、適法である。

のそばに立って話をしていました。そこで、教師が教室の入り口付近に立って、この生徒のほうを向いて、無言の注意を与えたものの、この生徒はなかなか席に戻らなかったという経緯がありました。そして、しばらくしてから、友達との話が終わって自分の席に戻ってきたところで、この教師が手に持っていたボール紙の出席簿で生徒の頭を

叩いたということです。

ただ、この生徒も一方的に黙って叩かれていたわけではなく、教師に対して「そんなにぶつなよ、立っていたのは俺だけではない」という風に反論しています。このことから、このときの教師の態度はそれほど高圧的だったり、感情的だったりと推測できません。そして、この事案で浦和地裁は、生徒の心身の発達に応じて、慎重な教育上の配慮に基づいて行われる限りにおいては、一定の範囲内で有形力の行使が許容されるということを明確に示しました。つまり、先ほどの東京高裁同様、一定の条件の下では、教育目的での有形力の行使が正当化されるということを認めたこととなります。そして、以前から何度も注意を受けていたにもかかわらず、教諭の警告に従わなかったという経緯や、この生徒の年齢、健康状態等を総合して判断すると、この教師の行為は口頭による注意に匹敵し、適法であると判断しました。

今ここで、指導者の子どもに対する有形力の行使が、一定の条件下では違法でない場合があるということを示した、二つの判例を紹介しました。実は、暴力・体罰に関しては、



これ以外にもとても多くの判例があります。私はある主要な判例雑誌で暴力・体罰に関する多くの判例を調べましたが、この2つ以外には指導者の子どもに対する暴力を適法とした判例は見当たりませんでした。つまり、原則として指導者の暴力は許されないということがあくまでも基本です。そして、この二つの判例は、きわめて例外的に有形力の行使が違法ではない場合を示していると考えてください。

特に、この二つの事案で共通していることは、指導者が暴行に至る経緯として、その生徒自身の故意の悪ふざけだったり、教師からの注意を無視する態度があったという事実があるわけです。生徒が何かに失敗したり、ミスをしたから叩いたという事案で

はないということには注目すべき点だと思います。

本人・保護者の承諾についての要件

では次に、暴力が正当化される場合の4番目に挙げました本人や保護者の承諾について検討してみたいと思います。まず、子ども自身の承諾について考えてみます。ジュニアスポーツの場面で、子ども本人の真摯な承諾があるから暴行が正当化できるという場合があるでしょうか。つまり、体罰を受けた子ども自身が、親に助けを求めたり、あるいは、クラブをやめたり、練習を休んだりしないという場合、本人が体罰を受けることを承諾しているといえるでしょうか。結論から申し上げますと、こういった事情があったとしても、子ども本人の承諾はあったとは認められません。その理由として、まず第一に体罰が発生しているチームでは指導者と子どもとの上下関係が厳しく、子どもからの自由な発言を期待することは難しいからです。

つまり、子どもは承諾しているから何も言わないのではなく、怖くて言えないという状況にあることが考えられるからです。また、法律上も、民法5条に、未成年者は、自分にとって不利益な内容について、単独

で合意できないという条文がありますので、この点からも子どもが承諾しているから、許されるということはいえないということになります。

では、親権者から指導者に対して、厳しく指導して欲しいなどの依頼があつて、一定程度の有形力の行使を承諾している場合はどうでしょうか。このような場合、判例は、本来親権者に認められている懲戒権を、親権者が指導者に委託することは可能であると認めています。そうすると、指導者は親から委託された懲戒権の行使として、一定の範囲内で、有形力を行使することも認められることになります。しかし、判例は、「仮に親権者からの真の依頼があつたとし



ても、その懲戒は常に教育目的上必要にして不可欠のものに限られ、その方法、程度も健全な常識に照らし、社会的に相当な範囲のものでなければならず、これを逸脱すれば違法であることは言うまでもない」と判断しています。

つまり、親の委託を受けて指導者が子どもへの懲戒として、有形力を行使する場合であっても、目的が教育目的であって、手段あり、社会的に相当でなくてはならないということを示しています。この判例が示している、教育目的であること、そしてその手段が必要不可欠であって、社会的に相当であることという基準は、結局、指導者の正当業務行為として認められる基準と重なっているのではないかと考えられます。逆に、スポーツ指導の正当業務として認められる範囲内の有形力の行使であれば、子どもをそのチームに入れさせるときに、親権者自身の承諾があったと考えられるのではないかと思えます。

正当化の判断基準

ここまで検討してきた判例から、少年スポーツ指導の法的限界の判断基準が、ある程度見えてくるのではないかと思います。少年スポーツ指導が、法的許容範囲内であ

るかどうかの基準は、目的と手段という大きく分けて二つの要件で判断すべきではないかと考えられます。つまり、まず第一に、有形力を行使する目的がスポーツ指導の目的であること、第二に、その手段が社会的に相当であることです。

まず、スポーツ指導目的であることが求められているわけですが、昭和56年の東京高裁の判例が示しているように、その指導者が有形力を行使するときに、感情的になつていた部分があつても、それがわずかであつて、主な目的がスポーツ指導目的であるのであれば、指導目的が否定されない場合もあるということになります。逆に、指導目的というよりは、指導者が単に感情を爆発させているにすぎない場合には、指導目的ではないということになります。

次に手段が相当であるという要件ですが、手段が相当であるかどうかについて、判例は有形力を行使するに至った経緯、暴行の程度、対象となる子どもの状態、それから有形力を行使することで期待される効果などを検討していました。

まず、有形力が行使されるに至った経緯ですが、正当性が認められた二つの事案では、いずれも生徒がわざと行った悪ふざけだったり、あるいはわざと注意を無視する行為があつたという経緯は注目に値します。

つまり、子どもが故意に悪いことをしたのでなく、単に教えたことが上手にできないというだけの理由で、子どもに暴力を振るうことは、基本的に許されない体罰であると考えてください。

次に程度ですが、有形力の行使を正当行為であると認めた二つの事案では、いずれも有形力の行使が「口頭の注意に匹敵する程度」であつたという表現をしています。この「口頭の注意に匹敵する程度」というのはどういふものなのか、少々表現としては分かりづらい部分もありますが、ひとつ明らかに言えるのは、ケガをする程度の暴行は許される余地がないということです。

さらに、対象となる子どもの状態ですが、判例では子どもの年齢、性別、性格、身体状況というものを列挙しています。例えば、同じように子どもの頭をコンと叩くのも、指導者と同じくらいの体格の高校生の男子に対してするのと、小学校低学年の女の子に対してするのでは、そうされる側の子どもが受ける感じや威圧感というのは全く異なるといえます。

さらに、期待される効果を考えることも必要です。例えば、子どもにとって、指導者が有形力を行使するその意味を理解する事ができず、むしろ暴力によって感じる恐怖心だけが心に残るのであれば、その有形



力の行使は、全く教育的な効果は期待できないわけです。

そして、ここで挙げた基準というのは、暴力に限らず、そのほかの問題となる指導にも当てはめることができます。例えば、懲罰的なトレーニングに当てはめてみますと、子どもたちの集中力を高めるために、試合に負けたら腕立て伏せをさせるとします。それが、10回の腕立て伏せであれば、この基準に当てはめても法的限界の範囲内といえる場合が多いと思うのですが、これが小学生に100回、200回の腕立て伏せを課するのであれば、それは本当に指導の目的と言えるか、あるいは手段の相当性、特に適切な程度という点で考えると問題があるのではないかと考えられるわけです。

体罰の法律上の扱い

では、許容範囲を逸脱した指導者の体罰は、法律上どのように扱われることになるのでしょうか。先ほども申し上げましたように、刑法上、暴力は暴行罪となりますし、暴力の結果ケガをさせてしまえば、傷害罪となります。ケガをさせようと思つて体罰をする指導者はあまりいないと思いますが、傷害罪が成立するためには、ケガを負わせようという意図は必要なく、暴行の意図があれば、傷害罪は成立することになります。

また、法律上の傷害の意味は、一般にいうケガではなく、生理的機能に害を与えれば傷害と認められますので、暴行行為によらない傷害というものもあり得ることになります。例えば、懲罰的に炎天下の中を走らせて、その結果子どもが熱中症で倒れた場合などがあります。そのような場合は、暴行の故意も、傷害の故意もなかったとしても、業務上過失致傷罪が成立します。

また最近の判例では、心的外傷後ストレス傷害(PTSD)についても傷害と認定していますので、例えば、言葉の暴力によって子どもがPTSDを発症してしまった場合も、業務上過失傷害罪が成立することとなります。さらに、ケガをするだけでは済まずに、打ち所が悪かったりして子どもが死んでしまったような場合には、業務上過失致死罪が成立することとなります。

それから、過去には小学校高学年の女子を裸で走らせたという事案で、指導者が強制わいせつ罪で逮捕されたという事案もあります。また刑事責任とは別に、民法上の責任も発生します。民事責任としては、不法行為責任、あるいは債務不履行責任という責任が考えられますが、その内容はケガの治療費をはじめとする損害賠償、それから場合によっては、心の傷に対する慰謝料なども請求される場合があります。

指導中のケガに関する民事責任に関しては、最高裁判所で昭和62年に重要な判決が出ておりまして、目や頭など、事後の経過観察が必要と思われる部分を打ったりした場合、小学校低学年の子どもであれば、練習後に異常が発生しても、自分でその異常を親に伝える能力が欠けていると思われるので、そのような場合には、指導者から直接に親権者に報告する義務が生じることがありますので、注意していただきたいと思えます。

体罰を防ぐ対応

次に法的限界を逸脱した指導に対して、われわれ周りの大人がどのように対処すべきかを考えてみたいと思います。法的限界を逸脱した指導が、日常的に行われているようなチームでは、子どもたちの安全を確保するためにも、一刻も早く、その状態を改善する必要があります。しかし実際には、体罰が発生しているようなチームであればあるほど、保護者や子どもが指導者に対して意見を言いつらい雰囲気があります。ですから、問題が深刻化しているチームほど、チーム内での解決はあまり期待できないと言えます。

そうなりますと、競技連盟や上位団体などいわゆる指導者資格を統括しているよう

な団体に、違法な体罰を根絶するための役割が期待されてくることになります。特に体罰の発生が危惧される競技については、日ごろから指導者に対し、体罰防止のための啓蒙活動を行うことも必要ですし、もし違法な体罰が行われていた場合には、どのような手続でどのような処分を下すのか、規程を整備しておく必要性も出てくるかと思えます。

そして、規程の整備をする際に、気を付けていただきたいポイントとしては、かならず一方ではなく双方に弁明の機会を与えたいという判断ということですね。そのスポーツにかかわっている指導者にとって、競技団体から処分されるということは、とても重い意味を持ちます。ですから競技団体や上位団体は常に公平な立場に立って、何が事実かを見極める努力をしていただきたいと思えます。そして、法的な許容範囲を逸脱した指導が行われていたという事実が明らかになったときには、躊躇せずに規程に基づいた断固たる対処をしていただきたいと



思います。

ジュニアスポーツを支える 大人全体で環境づくり

今日は、判例や法律から導かれる少年スポーツ指導の法的限界について考えてみました。法的限界の問題については、たとえば指導者・保護者全員の合意があったとしても、法的限界の境界線を動かすことはできません。ですからこの問題については、ジュニアスポーツを支える大人の中で共通の認識を持つことが必要となってきます。しかし一方で、法的に許容される範囲内での指導、たとえば練習メニューや選手の起用方針などは、最終的な決定権限は監督を頂点とする指導者にあります。なぜならば、練習中に発生した事故などは、すべて指導者が法的責任を負うことになるからです。ですから、法的限界の範囲内での練習内容等は、最終的には指導者が自分の責任で、決定していただきたいと思えます。

今日は、指導者側の問題点という観点からの話を中心となりましたが、一方で、最近では常識やマナーのない保護者を指す、「モンスターペアレント」という言葉もしばしば耳にするようになりました。しかし、指導者と保護者は、本来はスポーツを通じて子どもたちの育成を助けるという、同じひ

とつの目標に向かって協力し合える関係であって、決して対立する関係ではありません。ですので、今日ここにいらしてください、指導者の皆さん、保護者の皆さん、スポーツ少年団の運営に携わっている皆さん、そして私たち法律家が、今後とも安全な環境の下で子どもたちが安心してスポーツに打ち込むことができるよう協力し合っていけたらと思います。

酒井座長 ありがとうございます。問題のある指導に始まり、有形力の行使をともなっても許容範囲であれば許される場合もある。ただし、たくさんの判例を探しても正当業務行為と認められた判例は2つしかない。こういうお話でございました。

私のほうから少し判例をご紹介したいと思います。先ほど八木さんのお話にもありましたように、指導者が、試合に負けたり



選手がミスをしたりした場合に試合後に罰走をさせたり、過度な練習を課する場合があります。これらは本来、技術の向上や体



力の増強等を目的とするのが練習であるにもかかわらず、生徒に対するしごきと言われるものであります。指導者には、選手の健康状態や技能や体力に留意し、生徒が病気になるったり負傷したりしないように適切な処置を講ずる義務があり、したがってこれら罰走等により事故が発生した時には注意義務違反として損害賠償責任を負うことになり、場合によっては刑事罰を受けることになるのは、八木さんのお話からも明らかです。十分に留意をしなくてはいけないことでもあります。

判例補足

これらに関連した裁判例を4件紹介します。1番目の裁判例は、浦和地方裁判所の平成5年の判決です。中学のバレーボール

の選手に対して新人戦の終了後、顧問教諭が試合の反省を迫って平手で顔面等を殴打し、そのため障害を負ったことについて損害賠償が認められたものです。

2番目の裁判例は、やはり高校のラグビー部の選手が練習試合に負けたことから監督の命令で猛練習を行っていたところ、呼吸困難になって倒れ、多臓器不全によって死亡するに至った事件です。これも指導監督上の注意義務違反があったとして損害賠償が認められました。

3番目の裁判例は、私立高校野球部の練習中に野球部員が心不全により死亡した事故につき、損害賠償を認めたものです。裁判所が理由中で「高校における運動部の指導は、学校教育の一環として生徒の健康の増進、体力の向上に努め、正常な心身の発達を図ることを目的とするものであるから、指導者は、生徒の体力の現状を知り、健康管理に努め、生徒の健康状態や技能の程度に応じた練習指導を行い、勝敗にとらわれないように務めるべきである」と判示しています。

次に4番目の裁判例で、これは岐阜地裁の判例でよく引用されるのですが、事案は県立高校陸上部

の顧問教諭の体罰や侮辱的発言等に誘発されて陸上部の女子高校生が自殺するに至った事件です。これに対し、高校設置管理者の国家賠償責任を認めたものです。もっとも自殺の点については、違法な言動と自殺との間に相当因果関係は存在しないと判断して死亡による損害は否定しています。この判決でも、その理由の中で部活動の教育的意義を述べた上で「部活動には、クラブ活動とは異なり、学習活動やクラブ活動にはないある種の厳しさが存在することも確かであり、部活動に参加する生徒もそのような厳しさを求めて参加することもあると思われる。しかしながら、前述の部活動の教育的意義に鑑み、そこにいう部活動の厳しさとは、生徒各人がそれぞれ自己の限界に挑むという汗まみれの努力を通して、より深い人間的繋がりを形成しながら、それを基盤として助け合い、励ましあう中で、生徒が自己の限界に厳しく取り組み、それを自分の力で克服していくという意味の厳しさであって、決して、指導者の過剰な叱責やしごき、無計画に行われる猛練習や長時間の練習といったものを意味するものではないといふべきである」と述べています。

指導者の方には、これらの判例を十分に吟味していただいて、十分に意識していただきたいと思っております。

質 疑 応 答

酒井座長 まず私からパネリストの皆さんに2、3質問をします。

明石さん、先ほど指示待ちの子どもが多く、積極的にミーティングができないというお話がありました。具体的にどのような対策をとつたらいいでしょうか。

ルールを身につけさせる

明石 これは非常に難しいことで、やっぱり遊び文化を復活させることでしょうか。先ほど田名部先生のお話に出た渡辺監督にお聞きしますと、冬は野球を一切しないと。横浜でメガパフォーマンスというのをやっておりまして、飛んだり跳ねたり表現したりと創作することを野球部にさせる。そこを練習させる。そういう基礎的なメガパ

フォーマンスということができれば、ランニングやキャッチボールをやっているよりも遙かに伸びがいいんだそうです。そういう意味では、遊びというのはいいかなと。

例えば、小学校3、4年生で逆上がりがあります。逆上がりのできないお子さんのレベルがありまして、前回りはお子さんではできません。後ろ回りのできないお子さんはだいたいクラスで1割から2割ですね。後ろ回りのできないお子さんは、逆上がりができないですね。後ろ回りをするためには、2、3歳頃にお父さんお母さんとお風呂に入りますね。その後に布団を敷いてますよね。あれでお馬さんごっこや高い高いとかでんぐり返しをたくさんやっておけば、後ろ回りができるんですね。要するに、あるスポーツを達成するためには、基礎的な身体能力を育成する遊び文化があったと思います。そういうことをやはり1つやってほしい。

もう一点は、やはりイジメと喧嘩は違うんだということをはっきりさせて欲しい。イジメはルールがないから撲滅しなければいけません。喧嘩にはルールがあります。だから、兄弟喧嘩と言います。夫婦喧嘩と言います。兄弟イジメ、夫婦イジメとは言いませぬ。夫婦がこうなった場合は離婚しますからね。ルールがある。だから、兄弟喧嘩はいいんですよ。ということは、お兄

ちゃんが本気で叱った場合と嘘ん子の場合があるわけですよ。嘘ん子の場合はずぐ分かる。あの表情は嘘ん子の表情だ。あの表情は本気だ。だから、妹も本泣きと嘘ん子泣きをする。今のこの社会では嘘ん子泣きができない。だから、そういうルールのある遊びをスポーツ少年団でやってくれると学校も助かりますよ。家庭も助かります。だから、体罰はイジメで、懲戒はルールなのです。学校教育という所で、教師は懲戒権を持っているけれども、体罰はいけない。そういうふうに分けていくと、田名部先生がおっしゃったように、親たちにも、ルールある社会で育った親たちとルールなき社会で育った新人類の親がいる。ですから、理不尽な要求を持つてくる。今一度ですね、スポーツはルールを大事にするという、その原点に立ち還つて、子ども社会でイジメと喧嘩の区別をできるような文化を作つてほしいなと思つていきます。

酒井座長 ありがとうございます。もう1つ、明石さんへの質問です。明石さんは「SPORT JUS T」にモンスターペアレンツについてお書きになっておられますが、もう少し小さいお子さんのモンスターペアレンツと言いますか、保護者に対して具体的にどんな問題があるのか。あるいは、どう対応したら良いのかをお話しいただけますか。

親の苦情の現状と対応

明石 2つ申し上げます。1つは、そうい

う苦情を言うような保護者が増えてきました。その背景はここ20年間にありと思えます。それは基本的に、お父さんとお母さんが学校を尊敬していない。これがベースにあるのです。これを新人類と申します。新人類の親たちというのは、48歳以下の親たちを新人類と言う。だから、私とか田名部さんは旧人類ですよ。今の小学生、中学生、高校生のご両親の80%くらいは新人類なのです。これは共通一次テストの世代ですね。ある意味では、マニュアルを作ってくれば動き易い、そういう方がまず学校を尊敬していない。これが大きいのです。例えば、エンピツ回しというのがあります。若い新人類はこれができます。私たち旧人類は尊いエンピツを畏れ多くて回せませんよ(笑)。次に、教科書にマーカーを引く人がいます。記入もしています。私たち旧人類は、尊い教科書に畏れ多くてマーカーなんて引けませんよ。ということは、昭和38年から教科書が国の税金で無償で配られたのです。私たち旧人類は貧乏だったけれども親が金を出して教科書を買ったのです。だからお兄ちゃんが使つて、弟が使つて、妹が使つてと非常に教科書は大事なものでした。次に答

案用紙。答案用紙の裏側に漫画を描いているのです。あの尊い答案用紙に何故漫画を描くのか。私たちは鉛筆とか教科書とか答案用紙などの

学校文化ね、それを尊く思う旧人類と普通に思う新人類がいる。ですから、旧人類は冬休みに入ってから田舎に行ったり、温泉行ったり、ハワイに行ったりしたのです。新人類は学校をさぼって行っているんですね。新しいお父さんお母さんは学校を休むのです。この感覚の違いはすごく大きいと思っています。

もう1つは松江市内小学校24校のうち4校が土曜日、日曜日に運動会をできません。よく調べたら、少年スポーツの市の大会が重なるためです。お父さんお母さんはバレーやサッカーに行きなさいと言う。子どもは応援団の団長だから運動会に行きたいわけです。「子どもが悩むから、先生、この月の土日には運動会をやってくれな」と注文に来る。旧人類にとっては、学校の行事と地域の行事は別だったのですが。今はみんなフラットですね。これは、良い悪いではないのです。そういう形でベースとしてお母さん



お父さんたちの意識が変わってきています。そういうことをまず認識していただきたい。その中からお父さんお母さんたちの苦情が出て来るのです。

例えば、昭和57、58年頃校内暴力というのがありました。金八先生の時ですね。あの時は、「あのグループは(何かやって)来るな」という想定ができたんですよ、教師集団は。あのグループとあのグループが徒党を組んで来るな、というある意味ではルールがあつたわけですね。今の子ども同士の、あるいは先生に対する校内暴力は、どこから弾が飛んで来るか分かりません。想定で

きない。「何であのおとなしい集団が」という子が、突然来るんです。それと同じように、20年前も苦情を言うお父さんお母さんはいらっしゃいました。お母さんが電話で学校に苦情を言っています。後ろでお父さんが一杯やりながら「おい、そろそろ止めとけよ。もういいじゃないか」と引っぱってください。今は違います。お母さんが電話をしますね。終わったらお父さんが電話を待っている。ガンガン攻める。こういうのを複数形でモンスターパーアレンツ。「ツ」なんですよ。

首都圏には8つの国立大学があります。学長会議で一番話題になったのは、付属小学校、付属中学校や付属高校がありますが、ここが苦情が多い。一般的に申しますと、一番苦情が多いのは大学の先生。これはもう大変ですね。次が公認会計士と弁護士(笑)。そういう方々、そして、医者。それで、各大学はお手上げですから。そこで顧問弁護士を置く。弁護士を雇用して、その方々にお願います。簡単に言ったら、先ほど今日行く」という話をしましたが、最初が肝心。いったんボタンのかけ違いが生じるとガンガン攻めてきます、その一点に。やっぱり初期の対応。それで、やっぱり説明してあげれば分かる。皆さん馬鹿じゃないですから。それを後手後手で弱さを示すと、攻めてきますので。今いろんな教育委員会が苦情の

データを集めていますが、やっぱり市の教育委員会は85%の苦情は学校が説明すれば直るはずだと。そんなに理不尽な苦情はない。15%がけつこう理不尽なものが多い。もっと少ない5%が大変なんだと。これは弁護士の先生にお願いする。だから、指導者で対応できるものはする、無理なものは専門家に頼む、そういうシステムが少年団にあればと思います。

酒井座長 ありがとうございます。文句を言う側と守る側と両方やれというお話で、ちよつと耳が痛いお話でした。

それでは、午前中の鳥居先生のお話にもあったのですが、野球肩や野球肘などの選手健康管理について田名部さん、連盟ではどんなふうにお考えになられているでしょうか。

健康管理に取り組む高校野球

田名部 今日、鳥居先生がいくつか症例をお伝えしましたが、今から20年前は私たちはほとんどあいうことが分かっていた。で、主催者の責任、チームの指導者の責任、保護者の責任、本人の自覚とか、そういうことを考えても、まったく分からなかった。ただ甲子園に行ったりすれば感動を呼ぶというだけで終わった時代があったと思います。

たまたま今から20年近く前に沖縄のチームが2年連続準優勝して甲子園で活躍したことがありました。その時のピッチャーは最後もう投げられなくて山なりのボールを投げていた。そのもう少し前にやはり天理高校で、やはり同じような肘の障害で、こんな状態でまだ投げ続けるのかということがありました。

さすがにそういったことがキッカケとなりまして、今から16年前ですが、甲子園球場にレントゲン室を設けまして、大会に参加する選手(ピッチャー)全員にMUSTです。ね、全員がスポーツ整形のドクター、専門医の検診を受ける。全員です。夏は150人、春は少し少ないので100人。レントゲンの撮影とそれから医師による関節可動域のチェック、それから理学療法士による測定などもやります。それを今続けてきまして、同時に障害予防に対する平素のストレッチだとか障害に関する知識や情報を流すとかですね、そういう最低限のことをずいぶんとやりましたが、数字的にまだまだ改善はしていません。甲子園にそういう態勢があっても、地方大会はまだできていません。

特に高校に来る前にすでに障害を持っている、今日お話に出たLittle Leaguer's shoulderとそういうものに象徴されるように、やはり小学校や中学校で多いので、この子ども



私たちはやはり甲子園を目指して、その先はプロですが、甲子園のモデルケースが中学や少年野球のほうに何とか反映するようにやっていきたいと思っています。

対策ですが、今日鳥居先生からお話がありましたように一次検診、あそこは絶対必要だなと。親も指導者も残念ながら十分な医学知識を持っておられないところですから、ある程度メデイカルチェックを広くして、やった上で二次検診に何とか持ち込むと。そういった役割が理学療法と言いますか、メデイカルトレーナーを目指す人たちは増えていきます。ただお年寄りを診る、あのリハビリのほうしか職がなくて、スポーツを本当はやりたいと思ってもそれでは飯が食えないという状況なので、ここにいらつしやる皆さんとか私たちスポーツに関する者が何とか解決せねば、そういった若い人材が一次検

診を担ってくれるスタッフとして定着していきません。彼らが順番にチェックしていつて、可動域を測って、そういった痛みや障害などを訴える子がいれば専門医に紹介するといったことではないかと防げるかなと思っています。

酒井座長 ありがとうございます。もう一点、八木さんのお話にもありましたように、法的限界を逸脱した指導への対処策として、統括団体や競技団体の役割に期待するという点ですが、問題のある指導者、先ほどの先生のお話ですと一向に体罰が減らないと。高校野球の体罰が減らないということですので、問題のある指導者、あるいは問題を起ささないように、連盟としてどんなことをお考えになり、どんな方法をとっておられるのかをお願いします。

「甲子園塾」で 体罰に関する研修

田名部 何故体罰が起きるのか。例えば一般的に言われるのは、勝つためであるとか、それから、高校野球の場合は、硬式野球だったら危険回避とかですね。ほーっとしていたら危ういぞ、しつかりしろ！とかですね。こういうことも理由かと思うのですが、いずれにしても自身がかつて選手であるときに体罰を受けたとか、その理由をですね、今

の選手からすると正当化なんてできない話なのに正当化しちゃうとかです。それとか、これぐらいなら体罰にはならないだろうと勝手な基準でやっているのが実情ではないかな、と。

対策として、実は遅まきながら今年度から私どもは「甲子園塾」という講習会を始めました。47都道府県から1人、埼玉など加盟校が多いところは複数名、計54人の指導者を日本高野連に呼びまして、2泊3日の研修をやります。徹底的にこの体罰をやるうと言っています。要は監督なり指導者なりコーチなりになって10年未満の若い先生たちを中心に徹底してそういうことについて話し合おうと。そして、自分たち同士でもミーティングをして、この間1回目をやりました。頭では駄目だと分かっているのですが、ただミーティングの成果をその場で発表させますと、最後に一言ポロっと「どこまでならいいのか。何故、駄目なのか。やっぱりまだお腹の中にすっと落ちない」と言うのです。

ですから、私どもは体罰の起きた結果、非常に深刻になった事例を紹介して、あなた方のような熱意を持った指導者が今日の高校野球の宝です。その人たちが些細なこと将来を失ってしまうことはたいへんな損失なので、あなた達を守るためですとい

う言い方で僕はやったのですが。今日八木先生から具体例を聞きまして、あれを次回から少し加えてですね、何故やってはいけないかが本当にストンと落ちるような指導、まあ競技団体としてやっていなくてはいけませんし、先生のご指摘のように断固として処分すると。そうしないと定着しないだろうと思います。

最後にもう一つだけ。さつき明石先生がおっしゃったように、ルールがあることが大切だと言えば、生徒間でのルール作りというのをもつともつと信用して、信頼して、それが醸成されるようなこと。つまり、教育というのは学校の教室で先生が生徒に教えるのが教育だと皆思うのですが、それもそうです、確かに。しかし、ひよっとしたら生徒間同士で「おい、止めとけ」「こうやったほうが上手いくよ」とか生徒間同士、友だち同士で教え合うというのは、実は一番効果的な教育じゃないのかなと。そういう雰囲気や育てば、キャプテンを中心にそういうルール作りができれば、体罰みたいなものもずいぶん減ると思いますし、部員間の暴力は実はもつとありますので、そういう生徒間で雰囲気作りが行われるような関係を作っていくというのが一番提言したいことです。

酒井座長 ありがとうございます。続き

まして八木先生。野球肘や野球肩あるいはジャンプ膝といった長時間の無理な練習によって障害が出た場合に、ある程度指導者のほうでも、ちよつとおかしいなと分かっているが、試合に勝つために無理をしてしまう。こういった場合の責任はなかなか分かっていくと思います。一体どのように考えた方がいいのでしょうか。

障害と予見可能性

八木 長期的に影響が出てくるような指導ということですが、まず目的が指導の目的であつて手段が相当であるという基準で分けるしかないと思います。ただ実際問題として、例えば無理な練習をして野球肘や野球肩になったから刑事責任を問われるかという問題になりますと、刑事責任を問われることはまずないと思われず。

また民事責任についても、もし法的限界を超えているのであれば野球肩になった子どもや親権者が民事責任を問うということや指導者を訴えて裁判を起こすこと自体は可能だと思いますが、実際問題として殴つてその場でケガをさせたという場合と違ひまして、その練習をした後に結果が生じるまでかなり時間が経っているという点では、原因と結果の結びつき、それを法律用語で因果関係と言うのですが、そういう因

果関係の立証とか、実際には民事責任を問うにしてもかなり高いハードルがあると思います。そもそも指導としてやったことですので、故意ではないわけですから、もし過失として責任を問うにしても、過失が成立するためには予見可能性と言いますが、結果が生じることが予見できたということがなければ指導者のほうは責任を負いません。

例えばクラブの子どもたち皆に同じ指導をしたが、そのうちの1人だけがそういう障害を発生した場合とか、実際一般的にそういう症例が少ないという場合にはその結果が予見できなかったということで、予見可能性という点でも民事責任を問うことはかなり高いハードルが出てくるのではないかと思います。

酒井座長 もう一点、けっこう重篤な事故で、民事責任は、損害賠償は認められているが、刑事責任は問われていないケースと刑事責任も問われているケースがありますが、そのへんのメルクマール(指標)はあるのでしょうか。

民事責任と刑事責任

八木 はい。まず民事責任については、自分が指導者のせいでケガを負ったという人が訴えるのか訴えないのかによって、裁判に

なるかならないかが変わりますして、その後に民事裁判になって、民事裁判の手続きのつていくということになります。

一方で刑事事件はスポーツ指導で起こった障害とかケガとか、あるいは死亡もそうですが、刑事事件になった事案というのは非常に少ないです。今日2つ刑事事件になった事案を紹介しましたが、まず一点目は体力測定で生徒が先生を茶化した、呼び捨てにされて女性の先生が生徒を何回かコンコンと頭を叩いたという事案ですが、実はこの事案はこの生徒が恐らく5日後だったと思いますが、脳内出血で亡くなっているんですね。それで捜査機関が動いたという面があるのですが、刑事事件になるためにはその子どもが亡くなったりとか、あるいはそれだけ障害が残るような重大な結果にならないければまず刑事事件としては動かないと思います。それから小学校高学年の女子が裸で走らせられて、強制わいせつ罪で逮捕されたという事件は、これはもちろん結果自体が重大な結果になっていますが、それに加え

て、この事案では、捜査機関が動く前にマスコミやネットで大騒ぎになっていたという事情がありました。ケガや傷害という指導の結果を刑事事件として問われるようになるには、1つには結果が重大であることと、後はマスコミが大きく取り上げたか取り上げないかで、かなり捜査機関の対応も変わってくるのではないかと感じました。

酒井座長 ありがとうございます。それでは、先ほど八木さんのほうからセクハラについてお話があったのですが、ここで会場におられる弁護士の白井久明さんからセクハラについて少し説明をお願いしたいと思います。

白井 私もこのフォーラムでセクハラについて何回か話したことがあるのですが、素朴にスポーツをやっているところではセクハラ



白井久明さん(弁護士)

なんてないんだと、プリミティブに考えている方が非常に多いようです。体罰も似たようなものですが、先ほどの愛媛の事件は、残念ながら少年団の指導者の事件だったという事です。

それから高校野球で言うと、岡山のほうで裸でランニングをさせたという事件がありました。これもちよつといろんなところで話を聞いたのですが、この指導者は若い指導者で性格的には非常にいい人で生徒も慕っていたと。たまたま外から見た人がそういうことをさせているという事で事件になったらいいのです。この方は辞められたのですが、可哀相にと思う反面、社会的に見ると裸で外を走らせるのは明らかにおかしいですよ。それがセクハラになるか、ならないか。ところが、何となくそれが許されている。「ああ、そういうことあるんだな」と許容してしまう面がスポーツの世界にはあるのではないかと。その点が社会から隔絶している。

私はセクハラ研修の講師をやるので新聞をチェックしているのですが、新聞記事での事件、小学校、中学校、高校くらいの先生が起こしたセクハラ事件というのをチェックしていて、科目別ではあまり出ていないのですが、部活動で合宿の最中に部屋に入り込んだとかマッサージと称して触ったとかと

いうことで、体育系の先生の事件というのを拾い出しているのですが、けっこうあります。それは事件なのですが、事件になっていないものもある。そういう意味では気をつけてほしいし、それから愛媛のような事件になってくると子どもたちがあの後可哀相だったな、大変だったろうなと思って、あの後どういうフォローをされたか気になります。

それと、もう一つは、そういうことがなくなるためには、あるかもしれないということだけはいつも意識して、それは疑えということじゃなくて、あるかもしれないという意識。それから、もう一つは複数の指導者なり保護者が指導の現場、特に小さなお子さんの時には、いていただきたい。単にお手伝いとして母集団に来てもらうということではなくて、やはりどんなことをやっているのかという関心を持ちながら参加していただく。たぶんそういう複数の人たちのいるところでは、ああいう事件もかなり防げるのではないのかなという気がしています。そういう意味で、特に保護者の集団に少年団にどういふふうに参加してもらうか、非常に難しい問題があると思いますが、日々の活動の中でも考慮していただきたいなというのが私の今の考えです。

酒井座長 ありがとうございます。それ

ではフロアーの皆さんのご質問を受けたいと思います。どなたか、ございますか。いませんか。宜しいですか。

それでは、ちよつとこの問題から離れますが、実は事前に質問が来ておりまして、それについてちよつと説明をしていただきましたと思います。一つは対外的な競技大会を主催する場合に主催、共催、後援団体等の責任の範囲に關しての質問が来ています。会場の弁護士の望月浩一郎さんにお問い合わせできますか。

望月 いろんなパターンがあります。一つ言えることは、共催という時に主催者の「催」の字を書いて、アメリカの共和党の「共」の字を書く共同主催と言うときはこれははつきりしています。主催者のひとりですから主催者とまったく同じ責任を負います。それ以外に、いろんな言葉があるのですね。主管、後援、共催の「キョウ」の字に協同組合の「協」を使ったりと様々な言葉が使われる。その責任は言葉では決まりません。その中身です。何か事故が起こった時に、起きた要因にどういふ關係をしたのかということになるので決まります。

例えば、施設、それから設備、用具。こゝういったものを後援と称して提供する。そういうものが要因となって事故が起こること。そうした時には、提供したものを通じてと



望月浩一郎さん(弁護士)

というのが1つありますね。それから、もう1つは非常に安心感を与える組織、スポーツ少年団もそうですし、体育協会もそうですし、県や市の教育委員会。こうしたものは対外的に見ますと公的な団体ですから、しっかりとしたところだと対外的には見られるのです。そうしたところが後援ということでバックについているということとは、しっかりとした大会なのでしょうねと期待がかかります。

その時に、実際に「うちの市のほうは名前を貸しているだけだよ。中身は何も検討していないよ」というような例えば杜撰な運営について何も鑑みないで後援してしまうと。そうすると参加者のほうから見ると、「市が後援していたから私は子どもをそこに送ったのです」と。こういう話になりますから責

ね、どうでしょうかという時に集団の責任態勢になってしまつて安全の指揮系統がないのです。例えば雨で半日間試合ができません。雷が鳴るから試合ができません。いったん試合を中止しましょう。延期しましょう。見合わせましょうと。でも、そんなことをしていたら決勝までいけなくなっちゃう。予備日程がないから。では、そんな重大な決断を現場にいる審判が1人で決めていいのだろうか。事故が起こつたら審判は法的な責任を追及されるという部分もあります。それが試合を中止しておいて事故も起こらなかつた、雷も起こらなかつた。「あなたが試合を中止したからだ、どう責任をとってくれるんだ」ということになる。收拾がつかないですね。ですから、そういうところのルールを事前に明確に決めておか

ないと大変な問題になるのです。

実は昨日、山梨で講演してきましたのですが、雷の問題を4択で出しますので、ちょっと手を挙げてください。雷がピカッと光つてからゴロツと鳴るまでに10秒になったら逃げる人。20秒になったら逃げる。30秒になったら逃げる。ゴロツと鳴つたら逃げる。10秒だと思ふ人？20秒の人？30秒？手が上がらないですね(笑)。実は昨日やったのは山梨の高校の先生方でした。全部、指導者です。だいたい20秒以下というのは3分の1。30秒以下も3分の1。鳴つたらが3分の1。正解は鳴つたら駄目なのです。

音速というのは約330メートル。ということとは10秒後に鳴つたら3キロ。30秒で約9km。高校野球の甲子園では雷雲が20キロに近づいたら避難。ということは、ピカッと光つてからゴロツと鳴るまでの間が60秒で対応です。実際にはピカッと光つてからゴロツと鳴るまで30秒以上経つた時というのは、あまり聞こえないです、本当は。だから、鳴つた時には避難をしなくてははいけない。この間、雷のことで大阪の講演のときに質問があつて、みんな困つて、現場の指導者はこれじゃあできないよと言われるのですが、簡単なんです。ピカッと光つたら逃げる。ゴロツと鳴つたら逃げる。ピカッと光つてゴ



高木晶光さん(東京海上日動火災)

ロツと鳴っているのだが、いつまで頑張れるか。そういうチキンレースをするから分かんなくなるのです(笑)。対策は非常に簡単です。

酒井座長 ありがとうございます。それから、もう一点。送迎の際の自動車事故について、通常の自動車保険の他に何か良い保険はありますかという質問があったようです。東京海上日動火災の高木さん、簡単にお願ひできますか。

高木 はい、皆さんいつもお世話になっていきます。スポーツ安全保険の引受保険会社をしています。東京海上日動火災の高木と申します。今ご紹介いただきました自動車保険以外の何か良い保険はないかということですが、結論から申し上げますと、やはり自動車保険に限るということにあります。ス

ポーツ安全保険もそうですが、一般的な賠償責任にかかわる保険というものは自動車の運転に起因する事故というのは対象外となっております。したがって、皆様方もお入りになられているかと思いますが、自動車保険、任意の保険ですが、こちらのほうの対象になるということでございます。少しご参考までにですが、例えば指導的立場にある方の任意の保険に任せるのは少し荷が重いということもございまして、例えば団体様で移動される際には、マイクロバスを貸し切るとかですね、経済的な問題もございしますが、そのように工夫されているケースもあるということもお聞きしています。

酒井座長 ありがとうございます。それでは最後に各パネリストの皆様からですね、今日話し足りなかったこと、あるいは、感想でも結構ですが、3分ぐらいずつお話をいただきたいと思えます。では八木さんから。

体罰をなくすために

八木 私自身も子どもの頃スポーツをやっていました。特に中学校の時のスポーツでは、とても日常的に体罰がありました。私もそのスポーツからしばらく離れてしまっていて、その間に実際に体罰は無くなったのではないかと思っていたのです。どうしてかと

言いますと、私たちが子どもの頃に日常的にあった体罰が今は全国紙の新聞に載ったりすることもあるので、それであれば体罰が起きることは稀になったのかなと感じてはいたのですが。

私の子どもたちも大きくなりました。スポーツ少年団でスポーツをやるようになりまして、私も保護者として内部から見ると、私が出ているようになってみると、その中で実際には体罰は無くなっていないということをととても強く感じました。それは私の子どもが入っている団ということではないですが、公式試合ではない練習試合や一般の試合では体罰はあります。つまり、指導者の方たちの中で体罰はいけないという認識は広まっていると思いますが、実際には密室の中ではまだ体罰が行われているなということとはすごく強く感じました。

今日ここに聞きに来てくださった皆様はいろんなスポーツ少年団の運営に携わっている方々や体罰防止のためにそれなりの影響力を持っている方たちだと思います。まだ実際には体罰は無くなっていないという現状を把握していただいて、子どもたちを守るためにご協力をいただきたいと思います。

またこういった中でもジュニアスポーツ活動に協力したいという弁護士を「スポーツ少年団協力弁護士」として組織しているところ

です。その弁護士の名前や連絡先は、日本体育協会のホームページから検索することもできますので、体罰や法的許容限度を超えた指導をなくすためにご協力できることがあれば、是非、私たち法律家にも声をかけていただきたいと思います。

練習時間の短縮と遊びの導入

田名部 野球ばかりでは駄目で、やっぱり勉強も是非と思います。高野連が勉強のことを言うと、「また特待生か」とおっしゃる向きもあるかもしれませんが、5年ごとに実態調査をしているのですが、去年やった結果を見ると、5年前、10年前と比べて練習時間が非常に長くなっています。土日だと7時間。平日でも4時間。4時間ということは夕方4時から始めて夜の8時です。家に帰ったら10時だと。いつ勉強するのかと思います。勉強するエネルギーなんか残らないですよ。

ともかく練習をやらなくては駄目だということよりも短時間で効果的な練習方法をもっともつと指導者は考えるべきです。部員数が多いですから、皆にチャンスを与えようとすると、いきおい練習時間が長くなりますが、これは是非戒めたいことです。やっぱり勉強時間を残しておかないと、卒業してから困るのは生徒たちですし、今回

選抜大会で21世紀枠が3校出ていますが、そのうちの2つがいつでも練習が2時間以内。2時間でも甲子園に出られます。やり方次第ですから、そのことが1つ。

もう1つ、今日のテーマは指導者の体罰ですが、私どものもう少し深刻な問題はイジメです。スポーツをする選手にもかかわらず仲間内でイジメがあるということは到底私たちの年代には考えられなかったのですが、今はそれが平然とあるのです。これを解消するためにはですね、さつき明石先生がおっしゃったように遊びなんです。高校の部活動でも遊びが必要。

つまり、週1日を高野連では15年前から「ゆとりと休養の日」と位置づけて完全オフの日を作れと言っています。おおむね6割5分の学校が月曜日を休みにしています。それで勉強してもらえばいいのですが、そうはなかなか上手くいきませんが、野球以外の仲間と遊ぼうと。これは非常に大切です。つまり、価値観の多様化に繋がると思うのです。多様な価値観を持てば、イジメはなくなる。まあ、そんなに短絡的なものはありませんが、それは効果があるように思います。ですから、ぜひ練習漬けということも回避したいですし、オーバーユースを防止することにも繋がりますから、イジメの解消にはそういった精神的な要因も大事

ではないかなと申し上げておきたいと思います。

練習と勉強

明石 2点、申し上げます。1点は、文部科学省の研究所の保健部が小・中・高校生に聞きました。「どういふふうになれば勉強する意欲が高まりますか？」それで、たくさん意見が出てきました。上位4つを挙げます。1位が「先生に褒めてもらう」。簡単に言えば第三者に認めてもらう。お父さんお母さんは真ん中くらいに出てきますが、トップには出てこないですね。何故かと聞くと、お父さんお母さんの褒める基準が一定してない。ある時は褒めるし、ある時はけなす。だから、先生とか指導者というのは価値基準が安定している。これがいいんですよ。これは是非、お願いしたい。2つ目は、「先生の教え方が分かり易い。授業が上手い」。たぶんコーチのコーチングが上手いのでしょうね。それで技術が上達するから頑張る。3つ目が「近くに良きライバルを持つ」。今の子どもたちは、友だちは多いけれども良きライバル、好敵手がないのですよ。マークする人。甲子園はけっこうあると思いますが。やっぱり良い好敵手からけなされると、かちんときて頑張るんですね。4つ目が「将来どんな職業に就きたいか」。自分の職業イ



総合司会 / 入澤 充 氏
(国立大学法人 群馬大学大学院教授)

のは一番多いのが4番目ですよ。37%いましたから。今年大学に入った1年生の4割が高校3年間にほとんど勉強していないのですよ。もう大学も困っています。だから別に特別補修やっています。2番目に多いのはコツコツ型。これが35%。データはありませんがたぶん30年前はこれが一番多いですよ。「努力すれば何とかなる」とか「継続は力なり」とか。それが今非常に消えていると。残る一夜漬けがほしい25%。

イメージが湧くと子どもは勉強します。ある意味では、この4点というのはスポーツ少年団の指導方法と一緒ですよ。褒めてやるし、指導は上手いし、仲間内に良き好敵手がいて、将来的に目標が定まっていく。そうすれば勉強もスポーツも頑張ると思っっているのです。

2点目は、今後の生き方を変えていただきたい。皆さん、中学校や高校時代に中間考査がありましたね。どんな勉強方法だったか。4つあります。1つ目のタイプは、コツコツ型です。ノートをまとめて単語帳や年表を作り勉強する。2つ目は一夜漬け型。3つ目はヤマを張る。4つ目、勉強だけが人生ではないと何も勉強しない(笑)。

中学校時代にどんな学習をしていたか、千葉県の900人に聞きました。シヨックな

一番少ないのが、ポイントでヤマを張る。だいたい15〜17%です。それで、小学校のスポーツ少年団は、できたらコツコツ型でいってほしい。中学校、高校からヤマを張る練習。ヤマを張るといえるのは、ハイリスク・ハイリターン。だから、高校の練習でも、2時間で勘どころを押さえる。自分たちはここで勝負をする。後は捨てるという。そうやって3番目のスタイルにすると、50分の授業に集中するわけです。何で先生は繰り返し、しゃべるのだろう。黒板にああいう字を何故書くのだろう。で、終わった後に

先生を捕まえて質問をする。だから、皆さんスポーツ少年団の中で指導されますよね。終わった後、お子さんが質問に来る。質問力を持ったお子さんを育成してくれると学習、勉強ができるようになるのかなと思います。だからコツコツ型も大事ですが、3番目の「ヤマを張る」学習をしましょうとさせていただきます。

酒井座長 ありがとうございます。今日は、鳥居先生のお話では子ども達の発育状況に応じた指導、事故を起こさない、あるいは、障害を起こさない指導というものについて、医学的な見地からお話いただきました。そして、パネリストの方々には、子どもたちや保護者たちの変化をお話いただきましたが、そのことを踏まえて、指導者は現状を把握し、指導者によって子どもは変わるんだということ。そのためには即効性を求めない。勝ちどきというのはいくらも言っても強いインセンティブ、これはもちろん選手あるいは保護者にも強いインセンティブとなりますが、そこに向かっていくという努力は必要としても、ただ勝ち抜くためにやっていくということでは決して良いスポーツ環境ではないというお話をいただきました。おそらく参考になった所は多かったのではないかと思います。時間が来ました。これでフォーラムを終了させていただきます。

閉会挨拶

財団法人スポーツ安全協会副会長 鈴木祐一氏



皆さま早朝から本当にご苦勞様でございました。今日お集まりの皆さま、朝から午前中の特別講義そして午後のフォーラムその両方を熱心にご指導をいただきました諸先生方に、私は心からお礼を申し上げますと共に、平素ジュニアのスポーツ活動、こ

れを振興させ、いろいろな面でご苦勞をされている指導者の皆さん、どうぞ今日のご講義、あるいはフォーラムの中からいろいろとお感じになったこと、これらこれから折々のご活動にひとつご活用をいただきたいと思います。また、本日はたくさんの弁護

士の先生方もおいででございます。弁護士の先生方にはスポーツ界というものは何年か前までは非常に遠いところだったと思いますが、最近では非常に近みでいろいろのご指導をいただくというのを私たちも感謝しております。現在のジュニアスポーツというのは何年か先の日本をリードする若者を育てるといいう大きな使命を持っておりまして、どうぞこの指導者に対しても、今後とも温かいこれまで以上のお力添えを頂戴したいと思っております。

また、スポーツの指導者も心を開いて弁護士の先生方にわからぬところはいろいろこれからお尋ねする、そういう雰囲気が出てきてきているのではないかと思います。どうぞ今後とも宜しくお願いを申し上げます。本日まで参加の皆さまにも心から感謝を申し上げます。閉会の辞とさせていただきます。どうも有難うございます。

《スポーツ振興基金支援企業グループ》



スポーツ振興基金
独立行政法人
日本スポーツ振興センター

アクサ生命保険株式会社
朝日生命保険相互会社
アサヒビール株式会社
株式会社大林組
株式会社熊谷組
株式会社鴻池組
サッポロビール株式会社
サントリー株式会社
三洋電機株式会社
株式会社ジェイティービー
ジブラルタ生命保険株式会社
清水建設株式会社
新日本製鐵株式会社
住友信託銀行株式会社
住友生命保険相互会社
西武鉄道株式会社

ソニー株式会社
株式会社損害保険ジャパン
大成建設株式会社
太陽生命保険株式会社
第一生命保険相互会社
大同生命保険株式会社
株式会社竹中工務店
中央三井信託銀行株式会社
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
戸田建設株式会社
凸版印刷株式会社
トヨタ自動車株式会社
西松建設株式会社
日本生命保険相互会社
株式会社間組
富国生命保険相互会社

株式会社フジタ
株式会社フジテレビジョン
前田建設工業株式会社
マスマチュアル生命保険株式会社
松下電器産業株式会社
マニライフ生命保険株式会社
株式会社マルニファニング
ミズノ株式会社
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社
株式会社三井住友銀行
三井生命保険株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
株式会社村田製作所
明治安田生命保険相互会社
株式会社りそな銀行
(平成 20 年 1 月 1 日現在、50 音順)

主催◆財団法人 日本体育協会 日本スポーツ少年団
財団法人 スポーツ安全協会
日本スポーツ法学会

協賛◆スポーツ安全保険引受損害保険会社
(東京海上日動火災保険株式会社 他 9 社)

支援◆独立行政法人 日本スポーツ振興センター